

# 統計研究参考資料

No. 21

アメリカ連邦統計制度における  
統計調整機関の動向（その2）  
（翻 訳）

1985年4月

法政大学

日本統計研究所

# 目 次

|     |                                                                                |    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|----|
| I   | ファイアンバーグ証言と全国科学アカデミー・全国研究協議会全国統計に関する委員会の声明（1983年5月6日）                          | 1  |
| II  | 下院報告書『連邦統計システム，1980年から1985年』（1984年11月から）                                       | 11 |
| A   | 序・要約と目次（抄）                                                                     | 11 |
| B   | 第2章「統計政策，基準および調整におけるOMBの役割」                                                    | 17 |
| III | 上院・1984年ペーパーワーク削減修正法案について<br>（合衆国上院・政府問題委員会報告書・第98議会第2会期，98-576，<br>1984年8月から） | 33 |
| 付   | 合衆国法典第44編第35章（原文）                                                              | 48 |
|     | 訳 者 解 説                                                                        | 59 |



# I ファインバーグ証言と全国科学アカデミー ・全国研究協議会全国統計に関する委員会 の声明(1983年5月6日)

ファイアンバーク氏 議長、私はE. ファインバークです。カーネギーメロン大学の統計学と社会科学の教授であり、統計学部長をしております。私はまた全国科学アカデミー・全国研究協議会の全国統計に関する委員会の委員長でもあります。

その委員会は、今ではペーパーワーク削減法の条項に指定されている活動である連邦統計の調整と統計政策について継続的な関心を持ち、またこれについて報告する責任をもっています。

私は、この法律の統計の条項についての委員会の見解を述べるために、本日ここに出席する機会を得たことを感謝いたします。連邦統計の調整について、OMBが有効な指導性を発揮しないでいる現在の状態が続かないことを保証するために、変化が必要だと思っています。

さらに、私は、連邦統計の現在の状態について、我が委員会の公式見解を越えて私の個人的見解を示すつもりです。私はさらに、OMBが最近統計の問題を無視していることによる被害を修復するだけでなく、政策決定と立法活動を伝えるのに必要なデータの質と効用に継続して影響をもたらすと私の考える、議会がこの分野で行いうる大胆で新しい指導性についても示したいと考えます。

何故連邦統計は問題をもつのでしょうか？ 連邦政府には、議会にショックを与え、国中で見出しになるいくつかの問題があります。私達は皆、環境保護庁(EPA)での最近の出来事を思い起こすことができます。はじめに、大きな予算削減がありました。これは夕方のテレビニュースになりました。そしてEPAの有毒廃棄物計画にかんする申し立てがいっぱいになりました。突然、ミズーリ州タイムズビーチの汚染が暴露されました。一連の議会による監視の公聴会がひらかれました。最終的には、EPAの幹部職員こぞの辞任があり、EPAを救うための行政官としてウィリアム・ルッケルシャオスを大統領が任命することを声明し、傷ついたEPAのイメージを回復するための大統領の記者会見が開かれました。

しかしながら、過去2年半にわたって政府が大々的な予算と職員の削減を行ったのは、連邦政府のなかでEPAだけではありません。報道機関や議会には殆んど知られないまま、OMBの行政官達は、連邦統計の政策と調整について責任を持っていた専門家の小集団を組織的に取り除いたのです。これに伴って、統計計画も選択的に中止されました。

連邦統計計画の中止がそれほどひどいの、そのことについて新聞で見たことがないのは

何故でしょうか？ それは、連邦統計計画の質や自立性の悪化というひどく、そして広くおよんだ様相は、有毒廃棄物汚染やタイムズビーチの危機ほどニュース・アピールを持たないからです。そのうえ、いつ統計系列の正確性が悪化したかを述べることは、簡単ではないからです。それでいて、連邦政府が収集し報告している統計が、私達すべてに影響を持つ政策と決定の基礎になっています。

連邦統計のデータと算式とは、連邦政府の種々の国内援助計画による毎年 1000 億ドル以上の配分に使われています。連邦統計政策局は 1979 年に、連邦資金をあてて良いかと配分とを決定する際に、連邦統計を使用することについて大きな研究を行ったのですが、この局が 1980 年ペーパーワーク削減法によって OMB に戻されてからは、資金の配分算式の検討と使用についての注意は事実上なくなりました。

消費者物価指数の小さな変更が、組合との協議による賃金とその調整において数10億ドルを引き出すことになるのですが、労働統計局は、CPI を再編成しその正確性を高めようとして注意深く計画した予定について、注目と支持とを得ようとして苦闘しているのです。

教育統計調査への資金の削減で、公民権局は、小さな田舎や準都市の学区における差別の監視（をやめました。？） 貸家市場の動態についてのセンサス局の情報は、シカゴのような都市における家賃規制の政策に影響するでしょう。しかも、家屋についての連邦統計データの質と量は、年次家屋調査の予算が削減されるとともに、実質的に低下し、この調査は、毎年のものから二年おきのものへと代わりました。

同じような話を、実際連邦政府のいたるところで語ることができます。我が国の経済と社会の福利にかんする重要な決定が政府によっておこなわれているのですが、これらの決定に関与するデータの質については、政府はよく知らないでいるのです。この悲しむべき状態はどのようにして生まれたのでしょうか？

1933 年から 1982 年までのおよそ 50 年間にわたって、連邦政府は、種々の連邦機関に分散している個々の統計計画の調整について責任をもつ、独立した単位を——殆んどを OMB のなかとそれに先立つ機関として——もっていました。連邦統計計画は50年の間に急速に拡大したという事実にもかかわらず、統計政策機能にたいする資金などは、第二次大戦直後にピークに達したあと、つづく30年以上にわたって次第に減少してきました。それでも、現政権の発足時には、連邦統計政策基準局には、少なくとも25人の専門家がいました。

1980 年ペーパーワーク削減法は、この機能を商務省への 4 年間の追放のあとで、OMB に戻すという統計政策についての新しい法的指令を与えました。この法律の条項を実施するなかで、OMB の役人は、統計政策の単位を課 (division) から係 (branch) へ格下げし、ぶざまにも統計機能を OMB の規制管理業務と結び付けてしまい、殆んどの専門的統計

職を、他の仕事を既にもっている統計に関係していなかった職員に置き換えました。そして最後に、1982年の4月、OMBは、その独立した単位を廃止し、残っていた職員殆どすべてを再配分しました。今では、OMBで統計政策にたづさわっているのは、たった3人の常勤の専門職にすぎません。

OMBの動きは、連邦統計に関心のある広い範囲の作成者や利用者からの批判を呼び起こしました。1982年6月3日には、下院政府活動委員会立法・国家安全小委員会が、とくにペーパーワーク削減法の統計活動にかんする条項について検討する公聴会をひらきました。

この公聴会では、幾多の証人が、4月23日のOIRAの改組は、この国の統計制度の自立性を危機におとし入れ、統計政策にとってさらに必要な調整を実現することを事実上不可能にすると述べました。

6月のこの公聴会に基づいて、政府活動委員会は、1982年9月30日に、特別報告を発行して、そのなかでOMB長官に対して5つの勧告をいたしました。そのうちの3つは、OMBに次の点を求めています。(1)OIRAには、資格のある十分な数の職員を置き、1980年ペーパーワーク削減法が指示している統計的事項についての局の責任を適確に果たしうるようにすること、(2)OIRA局長とOMB長官にたいして、1980年ペーパーワーク削減法に示されたかれらの統計的機能を遂行するための最善の方法をアドバイスするために、統計政策の諸問題を監視する専門的な資格をもつ人物を雇うこと、(3)OIRAのなかの別個の単位としての統計政策部門を消滅させる結果となった決定を再考すること。

1982年12月3日付けの手紙において、OIRA局長クリスティー・デムスは上の特別の勧告に次のように回答してきました。(1)統計政策にOMBの職員を追加することは拒否するが、しかしOIRAは、他の機関とともに、我々の現在の中心的職員がその努力を強めるのを支持できる方法を探りつつある、(2)OIRAの統計政策職員の長として働く主任統計官を任命することに同意する、(3)OIRAの新しい組織構造は、有効な全体的統計政策の調整について判断力をもつことをひきつづき主張する。

よくみても、私には、このOMBの回答は全く不十分におもえます。独立した組織的権限なしで、事実上職員をもたないで、十分な資格をもつ主任統計官が、指導しているのを見ることは、なんと簡単なことでありましょうか？さらに、一連のきびしい予算削減で既にぐらついている他の機関から人を借りようとするのは、不可能ではないにしても、すくなくとも誤りと思えます。今日までに、主任統計官は任命されましたが、いまもなお同じ3人の常勤の統計家が、連邦統計活動に立ち後れないようにと、奮闘しているのです。

改善されたとされる唯一のものは、デムス氏のレトリックであります。かれは、いまでは、センサス局とかBLSのような確立した統計機関における事実上総ての新しい決断や、

標準産業分類手びき書の改訂 この1987年までの5年間の遅れはOIRA自体による軽視の結果であった といった計画においてさえ、面目を施しています。

ここで、私は全国統計に関する委員会の勧告についてお話ししたい。連邦統計の調整や指導性を発揮することでの失敗の最近の記録は、連邦統計計画の調整は専ら法律によるべきことを示しています。かなりの研究ののち、全国統計に関する委員会は、本委員会に次のこと、すなわち連邦統計の調整と、その質と自立性とを維持し改善するという必要性をみたすため、はっきりした独立して構成された単位を保証する狙いをもった新しい条項を導入して、ペーパーワーク削減法を再度制定することを促すものであります。

私達の立場は、私の証言に付された声明に詳しく述べられています。

ダンフォース上院議員 その声明の写しは、反対なしで記録に挿入されるものとします。

ファインバーク氏 勧告の主な点は、法律が次の四つの条項を含むべきだということです。すなわち、（１）統計政策との調整の単位の機能についてのはっきりした、十分に考えられた声明、（２）これらの機能を遂行するのに必要な法的権限、（３）統計政策と調整だけに従事する組織的単位をつくり、維持することの明確な要請、（４）その機能に必要な権限を付与するにたる十分に高いレベルでの、この統計調整単位の長の地位の設置。

統計政策単位の位置の機能とについては、過去数年の間集中的な研究と討議がありました。独立した組織体を大統領府のなかにつくることが、広く勧告されてきました。この位置は、この単位が必要な権威をもって活動できるよう設定されるものです。

この単位の独立性のための十分に解釈された法的備えをもつなら、大統領府は適切であり、全国統計に関する委員会も支持するものです。しかしながら、私達は、この単位が、強力で専門的にしっかりした指導性、十分な権威と行動の独立性をもち、十分な職員を持つものとする条項が作られるかぎりにおいては、他の位置付けを排除するものではありません。

添付された声明は、提案されている新しい統計単位の長は、合衆国の統計職員の長で、連邦政府の統計作成諸機関の長が従うように、政策や標準を勧告し調整する指導責任にとって必要な地位と資格をもつことを要するとしています。

委員会は、そういった地位を得るために、法案がどのように役立つべきかを指定することを注意深く控えています。現在、連邦統計機関の長のうち4人は、大統領指名の地位におり、その1人は任期を固定して指名されます。私の個人的見解では、この主任統計官に地位と権威が必要であること、この人物が、その責任を遂行する際に、現実のあるいは感知しうる政治的影響に対して保護が必要であることをバランスさせるために、法律は、上院の承認を必要とする任期を定めた大統領指名になる主任統計官の地位を設けるべきであります。

発言の終りにあたって、私は私自身の特殊で入念な提案、これは全国統計に関する委員会

の立場と一致していると私の考えている提案，を示させていただきたい。もし，提案されている新しい単位が設置されて，連邦統計活動において真に指導力をもつようになれば，それは，調整，書式審査，予算検討という歴史的役割を越え，そして1980年ペーパーワーク削減法に規定されている機能を越えて活動するものとなるにちがいないと私は考えます。

それは，連邦統計活動と政策の改善のための長期計画を作成するでしょう。予算の検討を通して，連邦統計システムの分散している部分の調整をするでしょう。それは，統計に基いて，統計諸機関との協議を促進する資金配分算式についての基準をガイドラインを提供し管理するでしょう。ここでの協議は，資金配分算式において最も適切で最良の質をもつ最も新しいデータと統計的推定値とが用いられることを確かなものとするためのものです。それは質の改良のために新しい統計的方法を導入するでしょう。

それは連邦統計活動と計画を定期的な技術的検査によって評価するでしょう。そういった検査は，仕事の再検討，目的の再検討，旧式の方法の更新，そして将来の政策目的にとってより適切なデータを作成することのために必要な注意深い計画作成など，の機会となるでしょう。それは政府に働く統計職員を，補充と保持の基準の設定及び実践を通じて育てるでしょう。現職の統計的訓練について政府全体の計画をつくり，監督するでしょう。

それは，他の目的で既に収集されているデータの新たな分析をはげまし，連邦統計機関の研究と開発活動を維持する助けとなるでしょう。よけいな統計活動を除去し計画と基本的統計成分との統一を勧めるでしょう。統計及び非統計機関に対して，統計調査員の作業の指定書を作り，監督するときのための技術的援助を提供するでしょう。政府の高いレベルで，統計政策の変更と改良に対する資金供与を擁護するでしょう。合衆国連邦統計の公式の国際的代表者の役を担い，データベース，コンピューターシステムと分析方法に関する情報の公式的な国際交換を促進するでしょう。

こういった広範な要請に一層応えるためには，しっかりした，効果的な組織構造が必要とされます。この目的で，私は議会に対して，大統領府に統計諮問協議会( C S A ; Council of Statistical Advisors ) を設けることを提案いたします。これは3名の常勤メンバーから構成され，そのメンバーの一人である議長は，同時に新しい統計単位の長であり，合衆国の主任統計官として，大統領による固定任期の指名をうけ，上院の承認を受けることとするのです。

この諮問委員は，全国的に知られ，尊敬される専門的統計家であり，連邦統計活動についての知識と経験をもつ者であり，技術的に訓練をえた統計方法論者と連邦統計計画の経験をもつ職員からなる新しい統計政策と調整機関に対して指導性を発揮するでしょう。

大統領府内にC S A を置くことを通じて，C S A は政策作成者へのアクセスを持ち，また

ホワイトハウスに対する直接の報告責任を持つものとなるでしょう。新しい構造の名前それ自体が、このCSAが特殊な政策的諮問の役割を実行部門のために果たしうることを示しています。同時に、CSAメンバーを上院が承認するとき、専門職の任命のときの要件によって、この協議会が脱政治的性格をもつことが保証されるでしょう。

以上に加えて私は、CSAがより広い政府統計の問題とともに連邦統計システムとその作業について、責任をもって統計に関する両院合同委員会に対して定期的に報告することを、権限を付与する法律は要求するべきと考えます。

統計政策と調整の指導に対してバランスをもったアプローチをCSAの中で確かにするためには、三つの異った諮問委員会が必要となるでしょう。

その第一は、主な統計機関や実行部門の代表者から構成され、全国統計と部門統計の優先度の検討を助けるものです。その第二は、主な実業団体と専門家協会の代表者をふくむ利用者の外部的諮問委員会です。第三は、統計計画の評価、分析、概念的基礎について、独立の方法的アドバイスを提供する外部の技術的諮問委員会です。外部的な二つの委員会委員は、党派のつながりにかかわりなく選ばれ、相互にずらされた3年任期を勤め、独立性、安定性そして質についてのアドバイスをします。

要約いたしますと、統計政策機能を取りまいて不確かさと弱さとの雰囲気は余りにも長く支配し、連邦統計政策の質と自立性を損ってきたのです。

私達は、わが国の最も基本的な連邦の資源の一つについての調整と指導を可能にする速やかな注目と効果的な活動を必要としています。ペーパーワーク削減法への権限再付与は、議会がそういった行動をとる機会です。

全国統計に関する委員会は、皆さんが、ペーパーワーク削減法の条項を再審査し、連邦統計政策と調整のための位置づけ、機能、構造を再考するときにお手伝いする用意をしています。

**ダンフォース上院議員** あなたが述べられた四つの勧告がとり入れられるなら、それで満足いたしますか？

**ファイアンバーク氏** いいえ。それらの四つの勧告は、連邦統計計画の調整のために活動するOMBにおいて、いくつかの活動が進められることを保証しているペーパーワーク削減法において、最小限の可能な変更すぎないと委員会が考えていることであります。

私自身の見解は、はるかにこれ以上のことが必要だというものであります。ほんの2年半前に、統計政策と調整に関して働いていたのは25人の専門職であったことを思い起して下さい。デムス氏の提案であると私たちが聞いていることですが、主任統計官を雇うことによって、OMBは常勤統計家を3人から4人に変化させるでありましょう。4人では、連邦政府

の統計領域において起っていることに遅れずについていけるとみることとはできません。

私自身の提案は、OIRAとは全く切りはなされ、OMBとも切り離された遠大な組織構造を作るべきとするものであります。

ダンフォース上院議員 大変有がとうございました。

## 全国統計に関する委員会－全国科学アカデミー・全国科学協議会

### 連邦統計の調整と統計政策についての声明

議会に法律を延長させる動きがないまま、ペーパーワーク削減法は本年度いっぱいで行われようとしている。全国統計に関する委員会は、ペーパーワーク削減法にふくまれている統計への権限付与を延長することに速やかに注意を払うべきであると考えます。さらに、この法律に再度権限が付与されるなら、統計政策と調整のための指令を拡大・強化する機会が与えられると我々は考える。

#### 何故統計政策と調整が重要なのか

連邦の統計活動は分散型であり、各政府部門および多くの独立機関が統計部門を持っている。一つの機関の目的のために収集された統計が、多くの他の目的のために他の機関によって使用される。逆に、重要な国の指標を報告したり国の政策を管理し評価する機関は、他の機関が扱い収集している多くのデータソースに依拠している。連邦統計を強力かつ効果的に調整することによって、国の政策目的への適切性を増し、その自立性を守り、その質を改め、収集と利用をさらに効率的にすることが求められている。

現在、OMBは、連邦統計についての効果的な調整を行わずにいる。とくに全体的な政策の優先順序を決定することも、効率的なうまく計画された全体的な政策を遂行することもしていない。有効な調整を欠いたままのため、統計政策の質は損われ、もっと深刻な影響の恐れが出ている。次のようなことがある。

- ・経済に影響を与える経営、産業、労働についての公共政策や決定を通知するためにたよるべき統計の、自立性、客観性、十分性に対する信頼が全体的に欠けていること。
- ・努力が重複していること、比較可能な定義や分類を用いないでデータを収集していること、諸機関の間でデータを共用する点での障害、の結果として、データの収集に効率性がないこと。例えば、1980年センサスにおける主要世帯調査の設計を基礎づける点での大きな遅れの結果、費用の大きな調査になった。さらに、センサス局の標準事業所り

ストを諸機関が共用する点に障害があったため、効率的でない標本、作業の重複、質の劣るデータがもたらされた。

- ・社会政策の実施や評価を助けるために、そして我が国の社会・経済状況と政府が達成したことを公衆に知らせるために、必要なデータを欠いていること。例えば、月次労働異動統計の停止は、経済を研究している人々から重要な指標を奪った。さらに、労働統計局は、地方雇用情報を改善しようとするすべての努力を諦めなければならなかった。
- ・統一的な高い質の基準に執着することを欠いたための、政策目的のための十分に正確なデータの欠如。例えば、過去10年間に現れた産業をふくむよう標準産業分類コードを改定することが遅れたため、現在の経済統計は重要な産業に焦点をあてていない。

連邦統計へのその他の影響例は、センサス・人口小委員会における、連邦統計への予算削減の影響にかんする1982年3月16日の公聴会、および政府活動小委員会における、連邦政府統計と統計政策にかんする1982年6月3日の公聴会、の下院報告書に記録されている。

#### 有効な政策と調整に必要な法律

連邦統計についての調整と指導力を提供することでの失敗についての最近の記録は、連邦統計政策の調整は何よりも立法を必要としていること、そしてその立法は次の四つの基本的条項をふくむべきこと、を示している。すなわち、

- ・統計政策と調整を行なう単位の機能についての、明確で、注意深く考えられた声明
- ・それらの機能を遂行するのに必要な法的権限
- ・統計政策と調整だけに専らたずさわる組織的単位が設立され維持されるという明白な要請
- ・この統計調整単位の長の、その機能に必要な権威を与えるに足る十分高いレベルの地位

#### いかにして現在の事態が生み出されたのか

1933年から1980年まで、その大半の時期に管理予算庁（OMB）に置かれていた統計政策単位とそれに先立つ機関は、予算会計手続き法と連邦報告法とによって、分散的な合衆国の統計政策を調整するための法的権限の下に動いていた。

1970年代の半ばに、OMBは、統計政策の機能にあたる人数を徐々に減らしはじめ、そこによりわずかの権限しか与えず、より目立たないものにした。1977年に、職員はさらに減らされ、その機能は商務省に移された。

1980年ペーパーワーク削減法は統計政策に新しい法的権限を与えた。この法はその機能をOMBに戻し、新しい情報規制局（OIRA）の中に置くことを求めた。統計政策単位は

係（branch）に格下げされ、ぶざまにもOMBの規制管理活動と結び付けられた。OIPAが継続的にペーパーワークの削減と規制問題に没頭する中で、統計政策と調整の問題に深い注意をはらう余地はなかった。

1982年の春に、OMBは、統計政策単位をすっかり廃止してしまい、法律に指定されている機能を、他の業務をもつ単位に合併させた。同時に、統計政策業務にあたることの可能な職員がさらに減らされた。OMBで統計政策業務にあたっているのは、わずかに3人の常勤専任職員にすぎない。

1982年6月1日、全国統計に関する委員会は、OMB長官ストックマンに手紙を送り、最近の処置を再考し、大統領府の中に強力な中央統計の存在をつくりだすよう努力することを促した。下院の政府活動委員会は、関連小委員会の1982年6月の公聴会に従って、ストックマン長官に対して統計政策係が適切な資格を持つ人の指導の下に再建されるようはっきりとした勧告を発した。OMBは部分的にだけ答えて、「主任統計官」を雇い、職員を幾人か求めることに同意した。しかし、今日まで、誰も雇われず、職員追加のための異動も行われていない。

#### 統計政策単位についての提案

過去2年の経験は、統計的機能をたんに指定するだけでは、必要ではあるが不十分なことを示した。法律もまた、統計政策と調整を唯一の機能と明白に指定された組織的単位が継続して存在するよう特に要求するべきである。この単位の長は、統計学ですぐれた専門的資格をもち、疑いのない自立性をもった人でなければならず、統計的方法論の専門家と連邦統計政策に詳しい人を含む、十分な職員で構成されるべきである。この単位は、その長が統計の問題について、権威をもって語り、行動できるように位置付けられ組織されるべきである。

この単位の長は、合衆国の統計職員の長として、政策と標準の問題にあたり、他の国や国際組織の主要な統計官と交際する。彼あるいは彼女は、連邦政府の統計作成諸機関の長が従うように、政策や標準を勧告し調整する指導責任にとって必要な地位と資格を持つべきである。

統計政策単位の位置と機能については、過去数年の集中的な研究と討議がある。大統領府の中に独立した組織単位を創るべきことは、多方面から勧告されてきた。この位置は、この単位が、必要な権威をもって動くための背景を提供するだろう。この単位の独立性を守るよう慎重に定められた法律を持つなら、大統領府は適切であり、委員会も支持する。しかしながら、この単位が、強力で専門的にしっかりした指導性、十分な権威と行動の独立性をもち、十分な職員を持つものとする条項が作られるかぎりにおいては、我々は他の位置付けを排除

するものではない。我々は、規制や行政的ペーパーワーク削減に関する活動とは切り離された組織の必要をみているのである。

#### 全国統計に関する委員会

全国統計に関する委員会は、連邦統計についての大統領委員会の勧告にしたがって、連邦統計に対する外部からの検討を行うものとして、全国科学アカデミーに1972年に創設された。大統領委員会は、この委員会が次の点を行うことを考えていた。すなわち、

- ・連邦政府と直接的な関係をもたない広い範囲を代表する専門家の集団が、選択的に連邦統計について検討を行うこと。
- ・委員会が重要と考えた統計的諸問題についての特別研究をおこなうこと、これはその適切な決定が連邦制度の効率性を維持するのに役立つからである
- ・関連する既存の集団や連邦政府の統計機関との連絡を保つこと
- ・その責任の重要な部分として、OMBの統計政策課（当時、連邦全体の統計の計画と調整について責任を負っていた）の活動を検討すること
- ・その検討結果をOMB長官や公衆に伝えること

全国統計に関する委員会は、その創設以来、統計政策課とこれを引き継いだ機関の活動を監視してきたし、連邦統計の調整と統計政策に特別の関心を払ってきた。大統領委員会からの委任によって、この委員会は、議会が1980年ペーパーワーク削減法に再度権限を与えようとしているとき、統計政策の調整の重要性とこの活動を強めるための立法的、行政的行動の必要性とについて、その見解をのべる責任をもつのである。

統計政策の機能をめぐっては、不確かさと弱々しさの雰囲気支配するようになって久しいし、これは統計政策の質を損ないつづけてきた。我々は、我が国の統計政策の調整と指導性を確かなものにする速やかな注意と効果的な行動を促したい。

## Ⅱ 下院報告書『連邦統計システム，1980 年から1985年』（1984年11月）から

### A 序． 要約と目次（抄）

『連邦統計制度：1980年から1985年まで』は、議会研究サービスとの契約によって、ジョージ・E・ホールとコートネイ・スレーターの指導の下に、バセリン社によって用意された。これは、統計情報の収集と分析に現実に責任を負っている連邦諸機関における予算、職員数、政策における最近の傾向とOMBの統計政策の調整活動について述べている。

1984年7月の対の報告書『連邦政府の統計計画の有効性および機関間の調整の促進に向けての選択』は、連邦政府の統計政策を配置している組織と計画を改善するうえで議会の可能な選択を分析している。

### 結果の要約

**統計機関－予算と職員数の傾向** 8つの主要な統計機関（センサス局、労働統計局、経済分析局、国立保健統計センター＜NCHS＞、国立教育統計センター＜NCHS＞、司法統計局、エネルギー情報局＜EIA＞、統計報告部＜SPS＞）についてみると、インフレを調整した後の支出額は1982年度は低水準になった。1983年度と1984年度には、支出の増加は、それらの総合機関について生じた。この正味の結果は、予算を半分以上も削減されたエネルギー情報部を除くと、これら機関のインフレを調整した予算は総額で1980年度予算より8%低くなっている。

職員のレベルでは、年度予算よりも大きな減少を示している。これら機関全体の雇用者数は1980年度から1982年度にかけて約19%の減少をみ、その最低点からまた増大した。1984年度の雇用者レベルは1980年度よりも12%低い。過去2年間の予算と職員の増大はともにセンサス局、経済分析局、労働統計局、司法統計局に集中している。EIAとNCESはともにそれらの減少を経験しており、NCHSとSPSはほぼ変らないままとなっている。

主たる統計計画をもった幾つかの他の機関についての財政および職員のレベルの傾向は、この報告書で個別的に検討されているが、8つの主要機関とともに要約してはいない。これは比較的可能なデータが必ずしも存在しないからである。いくつかのケースにみられる統計予算の動揺は特定の計画の開始または終了の反映である。他のケースにおいては機関は、統

統計画に対する優先度を変えてきている。この結果、それらの機関は個別的に検討された。調査された18の他の機関のうち、12の機関において、この期間、統計予算等の実質減がみられ、2つにおいて増加があり、4つにおいて相対的に不変のままであった。1980年度から1984年度にわたって資源の減少を経験している機関は保健医療資金局、連邦取引委員会、社会保障局の統計研究・統計・国際政策部、国税局の所得統計部、疾病対策センター、国立衛生研究所、住宅・都市開発省の政策開発研究局、労働省の雇用訓練局、以前商務省にあった産業経済局、民間航空局、州際通商委員会、そして入国帰化局である。環境保護庁と労働安全衛生局は、この期間にわたって統計活動についての資源の増大を経験した。ほぼ一定した資源の水準を統計計画に投入している機関あるいは予算に大きな動揺のあった機関は、保健人的業務省の計画評価長官補佐局、退役軍人局、自然科学基金、全国高速道路交通安全局であった。

**統計計画—主たる展開** この報告書は過去4年間の統計計画におけるいくつかの重要な展開を詳細に論じている。3つの大きな計画が開始された。第1は所得計画参加調査（Survey of Income and Program Participation : SIPP）の開始である。早くに資金の手当てが破棄されたにもかかわらず、この調査は目下実施中であり、所得、富、政府計画への参加そしてアメリカの世帯の広汎にわたる関連する社会的経済的特徴についての一連の情報をもたらすだろう。その最初のデータは、1984年の初秋に発表される予定とされている。

はじめられた第2の計画は、サービス業について利用のできるデータの改善である。議会はこの計画の異った見地のために、1984年度予算において資金を商務省と労働省へ振り向けた。商務省内のセンサス局とBEAは、経済のこの急速に拡大している部門に関してのデータ源を改善する計画を発展させることを続けるであろう。労働統計局はサービス産業のデータについての計画を拡大していない。

開始された第3の計画は、循環的なものであり、1990年の人口・住宅センサスの準備である。センサス局は、長い準備期間を設けるために、この周期の中で早くから作業を開始し、センサス計画のすべての側面についての基本的再検討を行っている。地域の研究を改善するために特別な研究が行なわれている。1990年のセンサスがより有益になるようにとのこの早くからの努力は、10年間周期のより早いうちの資金等を必要とするだろう。

近年予算の制約を経験している機関や計画において統計活動に必要な資金を削減するために様々なアプローチがとられてきている。とくに、主要統計機関のうち、EIA、NCES、NCHSはその統計計画を根本的に削減しなければならなかった。計画の調整は、主として

規制的目的で用いられていたデータをこれまで提供していた計画のカット（EIA）、統計的研究、分析、評価の縮小（EIAとNCES）、計画の削除ないしは頻度の減少（EIA、NCES、NCHS）等であった。

これに加えて、いくつかの機関における改革は明らかな結果として、研究課題の指導の変化をもたらした。第1に、いくつかのケースにおいて、省の課題に関係する諸問題の一層の理解をめざすための一般的政策の分析に対しては、わずかの資金しかあてられていない。

第2に、いくつかの他に投じられていた資金が、今では既存の計画の実施を検討するためのより特殊な計画評価に向けられている。商務省の産業分析局は1984年度に廃止された。その機能の大部分は商務省の中の他の計画機関に割りあてられた。社会保障局の研究・統計局は1983年度に改組された。4つの部がとりはらわれて、同局内の関連する事業部の中の事業部門とされた。残った課は、研究・統計・国際政策課と改称された。

**統計調整と政策設定** OMBの主任統計官によれば、OIRAの統計政策職員の現在の優先事項は、1）GNP推定値のためのデータの改良を調整すること、2）センサス局が収集・発行している所得データを改善すること、3）標準産業分類体系の改訂を監督すること、である。

「統計政策」にあてられた資金についての情報は入手できないのだが、職員数のレベルでは、過去4年間にOMBが統計政策に投入している数が減ってきていることは明らかである。商務省から移る時点で、連邦統計政策・基準局は25人の職員を擁しており、そのうち14人が専門職であった。OMBの統計政策の職員は、1982年には5人の専門職という少なさになり、現在では7人の専門職となっている。

主任統計官は、近い将来に職員の増員は見込まれないとしている。これらの減少の結果として、OMBはいくつかの調整や監視活動を止めたり縮小してきた。この例としては、所得と計画参加調査、1990年人口住宅センサス、統計データの標準統計事業所リスト（SSEL）への分与に関する方法の監視である。1980年ペーパーワーク削減法で指定されている統計活動は、各領域における現在のOMBの活動を認定する報告の中で個別的に検討されている。

**全般的傾向** 統計計画のための資源の削減は、1980年度から1982年度にかけてもっとも激しく、それ以後予算はいくぶん回復した。一般的に、資金のレベルは1980年度のときより低いままである。しかしながら、すべての資源の削減が、データの質と量とにおいて比例的な減少をみせているわけではない。いくつかのケースにおいては、予算削減を調整するためにデータの収集と処理における効率化がはかられている。自動化の発展、あるいは他の

技術的統計の適用が、特定の計画においてはかなりの助けとなっている。他のケースにおいては、計画が根本的に縮小された。これは、全計画の停止、あるデータが収集・作成される頻度の縮小、標本の大きさの縮小、そしてこれによる信頼性の縮小、特定のデータを収集する範囲の縮小、あるいは収集されるデータの分析をよりわずかにすることによってである。

現在の統計計画の一般的位置と1980年のそれとを比較することは難かしい。異った機関が異った圧力の下にあり、結果として、機関と計画とは個別的に吟味されなければならない。この報告書の第3、4、5、6章は26の個々の機関における計画の展開を詳細に叙述している。

**資料の出所** BDCの報告における分析は、第1に関連機関あるいはOMBかが契約者に提供したデータに依拠している。この報告に示されているデータが、分析された年にわたって、またすべての検討された機関について比較可能性が保証されるように企てられている。この理由によって、BDCは、統計予算への活動の算入についていくつかの調整を行い、結果として、この報告における予算の数値はOMBが発行している公式の予算記録における数値とは必ずしも一致しない。先に発表されたデータとのずれは、この報告書に記録されている。

バセリンデータ社はまた統計政策と計画とにおける最近の傾向を分析するためのインタビューを行った。検討された各機関のスタッフは情報の収集あるいは他から得られた情報を確認するためにインタビューされた。これに加えて、行政部門の外部の人あるいは統計機関と以前に関連していた人も幾人か不足の情報を集めるためあるいは検討されている傾向の中での機関の位置を判定するためにインタビューされた。

## 目 次（抄）

### 序

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1 統計制度の位置についての観察 .....            | 1   |
| ・合衆国統計制度；特徴と感知された点 .....          | 2   |
| ・予算と職員の傾向 .....                   | 5   |
| ・統計計画における発展の重要点 .....             | 13  |
| ・OMBの役割；統計調整と政策決定 .....           | 20  |
| ・要 約 .....                        | 39  |
| 2 統計政策，標準および調整におけるOMBの役割と予算 ..... | 41  |
| ・統計政策の簡単な歴史 .....                 | 41  |
| ・現在の活動 .....                      | 45  |
| ・予算・会計手続き法の要請 .....               | 57  |
| ・OMBの統計政策への他の影響 .....             | 62  |
| ・要 約 .....                        | 67  |
| 3 商務省と労働省の主な統計政策 .....            | 69  |
| ・センサス局 .....                      | 71  |
| ・経済分析局 .....                      | 92  |
| ・解散された産業経済局 .....                 | 100 |
| ・労働統計局 .....                      | 102 |
| ・雇用・訓練局 .....                     | 119 |
| 4 他の主要統計機関 .....                  | 149 |
| ・司法統計局 .....                      | 150 |
| ・エネルギー情報局 .....                   | 158 |
| ・国立教育統計センター .....                 | 172 |
| ・国立保健統計センター .....                 | 182 |
| 5 他の人口社会統計 .....                  | 197 |
| ・社会保障局の研究・統計・国際政策部 .....          | 199 |
| ・保健人的業務省の計画・評価次官補室 .....          | 208 |
| ・国立衛生研究所 .....                    | 213 |
| ・疾病対策センター .....                   | 219 |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| ・保健医療資金局 .....      | 223 |
| ・住宅・都市開発 .....      | 225 |
| ・入国・帰化局 .....       | 231 |
| ・全国科学基金 .....       | 237 |
| ・退役軍人局 .....        | 243 |
| 6 他の経済・自然資源統計 ..... | 245 |
| ・所得統計部 .....        | 247 |
| ・連邦取引委員会 .....      | 258 |
| ・民間航空局 .....        | 262 |
| ・州際通商委員会 .....      | 268 |
| ・全国高速道路交通安全庁 .....  | 273 |
| ・労働安全衛生局 .....      | 276 |
| ・環境保護庁 .....        | 280 |

## B 「統計政策，標準および調整における OMBの役割」(第2章)

本章は連邦政府の統計政策の監視，統計の収集と分析のための標準の設定，そして機関間の調整の実施におけるOMBの役割について論じる。この論議は，統計政策活動とその使命を遂行するための機関の資源についての簡単な歴史，その法的要請の説明，統計制度へのOMBの影響についての叙述をふくむ。

### 統計政策活動の簡単な歴史

連邦統計政策活動は，実行命令によって独立機関として中央統計委員会が創設された1933年以降継続している。<sup>1)</sup> 予算局を財務省から大統領府に移した1939年の改組法<sup>2)</sup>は，統計調整機能を中央統計局から予算局に移した。中央統計局の議長S. ライス博士は予算局の統計基準のための局長補佐になった。<sup>3)</sup> 1942年の連邦報告法によって予算局の統計基準部の仕事の領域は大きく広がった。<sup>4)</sup>

この活動は予算局とその後継機関であるOMBにひきつがれて，1977年までは，いくらか低いレベルの組織としてであるが，統計政策課があたった。この課の長は，もはやその機関の補佐官ではなく副補佐官であった。<sup>5)</sup> 1977年の実行命令No. 12013は，統計政策機能をOMB長官から商務省長官に移した。長官は連邦統計政策，基準局（OFSPS; Office of Federal Statistical Policy and Standards）を，商務省の主任経済官による一般的監督と政策的指導の下に創設した。

1980年のペーパーワーク削減法（公法96-511）は，この機能をOMBのOIRAに移した。OIRAの二つの主な目的は，連邦のペーパーワークの負担と連邦の規制とを減らすことである。

以前には統計政策活動の担当は統計政策課であったがOIRAに移されたときの地位は係とされた。1982年5月に統計政策係が廃止され，その機能は，経済的規制と統計に関する係長補佐にゆだねられた。

1983年に主任統計官の地位が設定された。

### 資 源

統計政策の指導と調整とがOMBから商務省に移されたときには，29人の職員と何人かのパートの参与と他の機関から派遣された者がいた。このうち15人が商務省に移り，他の14人はOMBに残って報告審査を続けた。統計政策に割り当てられたホストの数は商務省で25人

に増えた。この機能がOMBに戻されたときには、15人のポストしかなく、同じ数が放出された。他の職員は商務省に残されたのであった。OMBへの移動のあと1年のうちにOMBに戻されたすべてのポストではなく8つが廃止されたり、OIRAの他の係の事務職に移った。事務職員はまず何よりも、統計政策ではなく、規制およびペーパーワークの検査にたずさわっている。

現在OMBの統計政策の領域には、7人の常勤者と2人のパートタイム参与、2名の事務員がいる。

ある点では、人数の削減のため、スタッフの技術的知識はかつてほど広くはない。例えば、社会あるいは人口統計についての専門的職員はいない。GNP勘定に最も経験のあるスタッフは事務職に転じた。労働統計に精通しているスタッフはいない。

仕事にとって必要な経験の水準に関する組織の考え方は変った。OIRAへ移動する前には、統計政策のスタッフが各分野において深い経験をもっていることを保証するために意識的な努力が払われた。この結果、殆どどのスタッフはまたGS-15レベルからそれ以上の高い位置にある役人であった。この局において以前の管理者が引用した原理は、上級の政府役人は、難かしい技術的問題を協議するときにもひけをとらないことが期待される、というものであった。現在のやり方は、技術的な経験の乏しい下級の者を雇うというものである。これは組織の中での地位のレベルを低くしようとするOMBの広い先導の一部である。

主任統計官は、OMBが新しいポストを設置するとは思えないので、職員に多くを加えるという計画を現在はもっていないといった。彼女は、局のいくつかの有効な仕事は、職員の追加があればもっと速やかに進めることができることを認めた。<sup>7)</sup>

資金的資源についての情報はない。統計政策は行政単位ではなかったもので、別個のメンバーとしてOMBの予算に示されてはいない。

## 権 限

OMBの現在の統計政策の権限は、ペーパーワーク削減法だけでなく、1950年の予算・会計手続き法の103節にも与えられている。<sup>8)</sup>ペーパーワーク削減法は次の四つの特定の要請をふくんでいる。

- 1) 連邦統計活動と計画の実施を改善するために長期計画を作成すること。
- 2) 予算要求の検討と本節で示される他の方法を通じて連邦政府の機能を、統計と統計情報の収集、解釈、配布に関して調整すること。
- 3) 統計収集の手続きと方法、統計データの分類、統計情報の表示と配布に関して政府規模の政策、原則、標準とガイドラインを作成し実施すること。

4) 統計計画の実施と機関が政府規模の政策、原則、標準ガイドラインとに従っているかを評価すること。<sup>9)</sup>

修正された予算会計手続き法の第103節の言葉は、いくらかより大きな権限を与えているものと読むことができる。

大統領は、OMB長官を通じて、政府の種々の行政機関による、何の目的であれ統計情報の収集、編成、分析、発表、配布を改善するための計画をつくり、規制や命令を発することを指導する権限をもち、指示されている。そういった規制や命令はそういった機関が守るのである。

### 現在の活動

OMBの現在の活動を論じるにあたって、まず、ペーパーワーク削減法による特定の要求から、ついで予算会計手続き法のより一般的な要請からみて検討することにしよう。

ここに報告される情報の多くは、政府活動委員会の議長であるジャック・ブルックス議員からの一連の質問に対するOMBの主任統計官ドロシー・M・テラの書面による回答からえられたものである。<sup>10)</sup> 一層の情報は、直接にテラ女史からえたものと、OMBの現在及び元職員そして民間のOMBの活動についての知識が必要とされる仕事にたずさわっている個人に対する面接によって得られたものである。

### ペーパーワーク削減法の要請

ペーパーワーク削減法が委任している活動を本節でとりあげる。簡単な背景の検討では、先行する諸機関の関連する活動について、ついでOMBによるその活動と他の観察についての声明にふれる。

### 公法96-511の第一の要請；連邦統計計画のための長期計画を策定すること

**背景** 先行組織は長期計画にたずさわっていた。例えば、OMBの統計政策部(SPD)は、幾つもの計画を開始した。ここではそのうち二つが述べるに値する。すなわちGNPデータ改善計画<sup>11)</sup>と連邦統計の計画のためのクレームワークである。<sup>12)</sup> GNP計画は1973年にはじまり、1977年には完成し、その結果1987年までに主たる目標を達成することによってGNPデータを改善するという詳細な計画になった。この活動はOMBがはじめたが、活動する委員会のメンバーとスタッフは、産業、アカデミー、連邦機関から選ばれていた。

計画のフレームワークは、そのとき主任統計官であったジョセフ・ダンカンの言では次のような見通しのものであった。すなわちそれは「諸機関の将来の活動を計画するためのフレームワークを提供することによって（統計政策の）調整機能に寄与することを企図している」<sup>13)</sup>。このフレームワークは、計画によって影響を受ける種々の機関のスタッフと密接な調整の下でSPDのスタッフが準備した。このフレームワークに提案された活動は体系的な形では追究されてはいない。

特定の計画に加えて、計画することの必要性を申し出るための組織的努力があった。1977年の統計政策機能をOMBから商務省へ移す実行命令は、同時にすべての行政省庁からの代表によって構成される統計政策調整委員会（SPCC；Statistical Policy Coordinating Committee）を設置した<sup>14)</sup>。この集団は統計活動を調整するだけでなく、二つ以上の連邦機関の関与する活動を計画することを助けた。連邦統計制度全体を包括する長期計画を作成し、毎年更新するという作業は1980年にSPCCが開始した。この作業は、統計政策活動がOMBに戻されてこの委員会が廃止されるまでに実を結ぶことはなかった。

**OMBの見通し** この分野でとられる活動について委員長のブルックスに質問されたとき、テラ女史は、局はその責任を、「数年間にわたる注意深い計画化と調整を必要とする連邦統計における重要な改善を認定することと、それらの改善をもたらす計画を作成することによって」果たしつつあると述べた。彼女は次のとおり述べた。「所得統計と福祉の測度の改善と、産業分類および産業コードの改善とは、長期計画があった二つの領域である。OIRAはまた1990年センサスに関して機関の計画を調整し、センサスに続く大都市統計区域再定義と調査の再設計とに関する計画を作成しつつある」<sup>15)</sup>。

後の、この報告書のための研究者とのインタビューにおいて、主任統計官は、広汎な長期計画のシステムについていくつかの限定を表明した<sup>16)</sup>。彼女は、政策局における長期計画は、長期の必要が予め見通せないという理由から、適当だとは考えられないと述べた。そういった計画は、機関が諸問題を扱う柔軟性を制限し、将来問題が生じたときにとりあげる機会をうばいとるであろうと述べた。長期計画は、新しい技術を利用する機関の能力を抑制すると彼女は述べた。<sup>17)</sup> 主任統計官はまた、組織は、それが計画を履行する権限を持たないのであれば計画すべきとは考えないと述べた。<sup>18)</sup>

彼女はOMBの正しい役割は、問題を取りあげる機関を指定することであるとくりかえした。彼女は注目されるべき幾多の問題を認定した。彼女は、所得と計画参加調査は大きな成功をみたが、報告にのらない所得、非現金所得の測定と評価といった問題が研究され、監視される必要があると考えた。<sup>19)</sup>

後の会話の中で、主任統計官は、G A Oは統計政策に「太鼓判」を与えてきたことを示したが、彼女はよりすぐれた標準とガイドラインを作成し公表するよめにより多くを行うこと、長期計画ではない政策の評価についてより多くを行うべきであることを示した。彼女は、それらの特殊に法的な要請は、彼女にとって最優先事項であると述べた。この故に、彼女は、1990年センサスについての連邦機関協議会やS I P P諮問委員会のような活動は、「背中にバーナーをあてられる」だろうと述べた。<sup>20)</sup>

これらはセンサス局の責任であると彼女は考えた。主任統計官は後に、G A Oのコメントは1984年4月の会計審査官の証言にあると述べた。<sup>21)</sup>

他の見通し 幾多の現在と以前のOMBの局長は、他の政府機関の役人とともに、われわれの面接員に対して、統計政策局のような集団が予算過程に影響を与える重要なやり方は、かなり大きな予算を必要とする特定の政策に対する長期計画を作成するために諸機関と共同して働くことであると語った。そういった計画は、適当な予算検査と調整されうるし、予算決定のための文脈を用意しうる。宇宙計画のためのN A S A計画は効果的な長期戦略の例として与えられた。これは、OMBと機関の間で長期の目標とそれを達成する手段について合意をうるさいの長期計画の効用を示したと思われる。センサス局の地理的な計画やT I G E Rのような長期的活動はそういった計画の候補であろう。

#### 公法96-511の第二の要請；O I R Aは予算案の検討を通じて、政府の統計活動を調整すること

背景 予算の調整機構としての利用は、統計政策機能をもっている連邦機関とその年の行政政策とに依存して、広く多様に行なわれている。

OMBの元職員によれば、統計政策部が存在したときには、予算過程におけるその役割を制度化するよう企図された幾多の手続きがあった。第一に、S P Dは、すべての適当な機関の予算要求を受けとって検討した。第二に、すべての非統計機関は、要求にかかわる年度の計画した統計活動の概略を示す特別の予算記録（通達A-11、公示54）を送付することを要求された。第三に、毎年、統計についての「長官の審査」があった。この検討において、統計政策の職員は、OMB長官と予算部門の上級職員の注意をひく、統計システムにとってとくに重要な問題を持ちだす。最後に、政府規模の統計問題に注意を集中する予算記録の中に示される統計上の「特別分析」があった。この報告は公式の予算付託書の一部として議会に送付された。

これらすべての手続きが適切であったとしても、SPDがつねに予算過程にみるべき影響を与えているわけではない。例えば、何人かの予算審査官は、統計政策の職員を「特別嘆願者」とみなした。そして実際に政策局の性格はSPDの検討官がそうであることをひんばんに要求していた。その仕事の大きな部分が、機関とともに政策を作成したり修正するために動くことにあるので、職員は、機関の計画のための予算要求を支持するのが適当であると考えたのであった。さらに、統計政策の勧告は忠告にすぎなかった。予算審査官は大統領に対する最終勧告にかなり大きな影響を与えた。

統計政策の業務が商務省に移ったとき、予算作成はより難しくなった。例えば、大統領の予算についての審査は秘密であるが、審査官の何人かは、商務省のOFSPSからの職員メンバーと秘密情報をわかちあうことをいやがった。後者が予算審査に参加する権限をもっていてもかかわらずである。<sup>22)</sup> 何人かのOMB職員は、商務省の予算の一部分をOFSPSが検討することは利害の対立を生じると考えている。これはこの国の2つの主要統計機関が商務省の中にあるからである。

**OMBの見通し** 主任統計官の見方は、「すべての統計政策職員メンバーは統計機関の予算を検討し、統計計画の検討の際に予算審査官と協働する任務をもつ。……OMBの予算審査官は、つねに統計計画における変化についてOIRAの統計政策職員と相談し、助言を求める」というものである。<sup>23)</sup>

われわれの研究者にインタビューされて、テラ女史は、予算の過程に早くから関与する必要があると考えているので、予算記録は、大きな関心事でないと語った。OMBは予算過程の初期の段階に資料作成機関と協働する必要があると彼女はいった。<sup>24)</sup>

通達A-11の書類54は、非統計機関の統計予算についての情報をもたらしてきた。OMBは1984年度予算の準備過程でこの書類の作成を止めた。この記録を復活すべきかを質問されて、主任統計官は、必要な情報を集めるためによりすぐれている新しい手続きを制定すると述べた。<sup>25)</sup> 結果の出版物、『1985年度合衆国政府の統計計画と活動についての特別報告』(A Special Report on the Statistical Programs and Activities of the United States Government Fiscal 1985)が、この新しい手続きを通じて得られたデータを発表している。最近の予算のラウンドである1983年の秋には、統計予算についての情報を求める10月26日付の手紙が、諸機関に送られた。この手紙は、主予算の決定後かなり後の12月1日までに回答を寄せることを求めている。主な統計機関についての予算情報は、それらがすべて別々の予算付託をもつので入手可能である。

他の見通し 幾人もの元OMB職員は、統計政策の職員が一貫して予算に影響を及ぼす効果的な制度的方法は、これまでなかったと考えると語った。現在のOMBの予算部門にいるかなり高令の人は、近年、統計政策のスタッフメンバーは予算審議に自動的に関与したことはないという考えを述べた。かなりの職員が、どんな影響でも、ある予算審査員とある統計政策スタッフメンバーとの間の個人的な関係や尊重からもらされることに注目した。

しかしながら、OMBの統計政策と他の職員の両方が、インタビューにおいて、それらの人間関係は以前ほど強くはないことに心配を表明した。幾人かの人は、予算審査官は、統計政策職員と協議することなしに統計計画に関連する予算を作成し、プログラムの決定を行っていると考えた。

公法 96-5111 の第三の法令的要請；OIRAは統計基準とガイドラインを作成し実施しなければならない。

背景 統計政策グループの主な機能の一つは、連邦機関による統計データの収集、分析、配布についての基準を与えることであった。1939年から1969年まで、この事務局は統計基準局あるいは部と呼ばれた。商務省への移動に先立っては、SPDは二つの方法で基準を公表していた。すなわち（１）OMBの通達、これはOMBが連邦機関の作業の指導に用いられている、と（２）直接の出版物で、標準産業分類（SIC）や標準職業分類（SOC）などがある。統計政策の商務省への移動に伴って、OMBの通達は、OFSSPの統計指導として再発行された。統計政策がOMBに戻ったときには、これらの指導は、実行命令の下に行われた。<sup>26)</sup>

既存の20の統計指導の大半は1975年以前に公表された。一つだけがそれ以後のものである。

OMBの見通し 主任統計官は、ガイドラインや標準の開発は主な優先事項の一つとなるであろうといい、OMBは、指導No 3『主要連邦経済指標の公表のためのガイドライン』のような既存の基準を強めるための「強い処置」ととると述べた。彼女は、この活動を遂行する際に機関全体の支持をうけていると考えている。彼女は、いくつかの基準は「窮地におちていって」おり、無視されていると考えている。指導1、2と3（サーヴェイ基準、出版基準として経済指標の発表）は改訂されるべきであり、提案された改訂は連邦公示録にすぐに公表されると語った。<sup>27)</sup>

標準産業分類（SIC）はまた、改訂の途次にある。新しい基準は経済センサスのある1987年頃には利用可能になると考えられる。以前1981年計画されたSICの改訂はついに

実行されなかった。<sup>28)</sup>

指導No.14は、貧困の定義とその決定に用いられる資料出所にかかわっている。OIRAは世帯の所得データを検討する際に、とくにこの測定にかかわっているので、明らかに一つの役割りを果たす。主任統計官は、センサス局の上級専門職メンバー一人を、彼女の局に数カ月間のパートタイマーとして選抜する用意をした。この人は、所得測定一般と貧困者への非現金の受取の評価についての情報を提供した。

OMBの標準の設定についてのもう一つの見方は、統計方法についての連邦委員会の作業である。この委員会は1970年代の半ば以降、OMBあるいはOFSPPSが議長となり、管理してきた。そして種々の統計的諸問題について11の報告を作った。これらの報告は、助言的なものにとどまるのであるが、統計的文献に追加されて、幾つかの分野で、法律上のものではないが、事実上の一団の標準をもたらす。

他の見通し OMBが新しいSICを予定どおり完成する能力をもつかについては、ある人々には不安があるが、センサス局のようなちょっとした遅れにも最大の影響をうける機関ではひどくは心配していないようである。<sup>29)</sup> BLSのようないくつかの機関においては、この変更を実施するのに資源を利用できないのではないかという心配がある。

幾人もの回答者が、OIRAの標準設定と役割の監視は、深刻な問題なしに続けられると思われると述べた。

#### ペーパーワーク削減法の第四の要請；統計計画の実行の評価と機関の政策およびガイドラインの順守

背景 1971年に連邦統計についての大統領委員会は計画評価を、統計政策についての最も重要な問題の一つと考えたが、評価は、統計政策局が直面しているより困難な任務の一つである。例えば、適当な人員を使用できるなら、標本の効率性と適切性を評価することは比較的簡単である。しかしながら、計画を特定しての評価は、利用者の必要、特定の問題の効用、そして関連する基本的問題にあてられている。そういった評価は、かなりのところ難かしい。統計政策部は異った機関の全体的活動を評価することを企てたが、特定の計画の統計的側面の評価を指導することは企てなかった。

OMBの見通し 主任統計官は、政府活動委員会<sup>30)</sup>とこの報告を用意しているスタッフに、統計政策評価の指導性は、許可過程をつうじて発揮されると語った。これに加えて、OIRAのスタッフは、機関からの統計的報告については、彼らがその後許可過程を通じて追跡しようとする弱点を認定することを意図して、吟味しようとする。主任統計官はまた、選ばれた計画は「徹底的に」評価されることを示した。

すべての機関の活動を評価することについての質問に対する回答において、主任統計官は、法律はOIRAに、すべての機関ではなく特定の統計計画を検討することを要求していることを示した。<sup>31)</sup>

他の見通し 新しいシステムの下で計画評価は終了しなかった。したがって、われわれの研究者への回答は、OMBの統計政策の戦略の有効性を評価することに気が乗らないというものであった。

### 予算・会計手続き法の要請

予算・会計手続き法<sup>32)</sup>との関係でのOMBの行動を検討するのはより難しい点をいくつかもつ。それは、この法律が特定の行動を要求していないからである。すなわち、それは、統計システムに対してOMBの統計政策スタッフによって提起されたリーダーシップを検討することを残している。

近年、統計システム内にいくつかの組織が生まれた。下院の政府活動についての委員会は、それら組織の再編へのOIRAの介入についてOMBに質問した。この一連の質問に対する主任統計官の回答は、予算・会計手続き法に向ってOMBの現在の姿勢を確認する点で参考になる。主任統計官の答は、彼女とそのスタッフは、エネルギー情報庁の場合を除いてはわずかしこ介入しないことを示している。

**OMBの見通し** 委員長のブルックス氏の最初の質問の対象は、社会保障庁の研究統計局(ORS)であった。<sup>33)</sup> 主任統計官は、ORSの研究スタッフの一部はこの庁の他の部門に分散されたことを認めたが、OIRAは改組の決定を導いた審議には関与していないし、その改組はOIRAの関与を正当とするような、統計に対する何らかの意味をもつものとは思えないことを示した。

第二の質問は雇用・訓練省(ETA)にかかわっている。<sup>34)</sup> 主任統計官は、OIRAはこの改組にはかかわっておらず、「統計についての起りうる影響は明白ではない」ことを示した。

質問された第三の改組は、保健人的業務省の計画評価次官補室(ASPE)のそれであった。彼女は、「計画・評価次官補室(の改組)に関係する計画は発表されていない」と回答した。

産業経済局(BIE)は最近廃止された。<sup>35)</sup> その活動の一部は国際貿易局に移され、残りの者は産業分析局と呼ばれる新しい単位の中におかれた。回答の中で、OIRAは、この改組に関与していないと述べた。

EIAが1981年に改組されたとき、OIRAは「活動的で建設的な役割」を演じる、と

主任統計官は述べた。

下院政府活動委員会が調べた最後の改組は、司法統計局（BJS）の地位を変える立法によるものであった。主任統計官は、この法律についての政府が支持した上院の見解において起ろうとしている変化に関して部分的に述べた。<sup>36)</sup> 彼女は、この変化は「司法統計局局长を大統領ではなく法務長官の任命とし、現在の報告の方針を変えて、BJS局長は法務長官ではなく法務長官補佐に報告することとする」ものと述べた。OIRAはここで何の役割を果たさない。<sup>37)</sup> OMBの以前の統計政策部はBJSの設立に深くかかわっていた。「フレームワーク」の司法統計に関する章は、OMBがこの発展に重要性をみていることを示した。<sup>38)</sup>

予算・会計手続き法に関係する他の領域においては主任統計官が動いた。例えば、彼女はすべての主要な統計機関の長からなる統計政策諮問グループを再組織し、これは1984年4月に会合をもった。このグループでの将来の議題は未だ定義されていない。

他の見通し この報告書の研究者の一人は、研究・統計局の、研究・統計・国際政策部への改組の結果として、この組織の仕事における重要な変化があった（P. 177 ff をみよ）ことを示した。

ORSは、その設立以来、人口の全般的な経済的福利についての統計の第一の出所であった。それらのデータは政府規模の戦略的計画に広く用いられてきた。ORSの改組についてのある批判者は、この改組が政策研究への深刻な否定的な影響を及ぼしたと主張した。ある賛成者は、ORSの改組の補足的な肯定的側面をとくに社会保障計画の管理の中に見出している。<sup>39)</sup>

ETAの改組の正確な意味についてコンセンサスはない。ETAはその計画において削減をいかに割当ててのかを決定してはいない。それは、その分析計画を大胆に削減するか、労働力の参加の全国的縦断調査(パーネス研究)を廃止するかを決定しなければならない。改組と削減についての批判は、どちらの方法であれ、重要な情報を失なわせるという。他の者は、もしこの省がこの計画に十分に高い優先順を与えるなら、資金をうることに注意している。

職員の削減についての話し合いもあるのだが、この報告書のための研究者は、ASPEの付随する改組については資料を見出さなかった。

BIEを廃止することの意味はなお明らかではないのだが、改組の支持者は、それが外国貿易の政策分析を改善することを望み、批判者は、他の産業上の諸問題の分析の質と量が低下することを恐れている。

EIAの改組の結果は、この機関のかなり大きな縮少であった。この機関は、産業についての要求される報告の数をきびしく減少させた。産業界の代表者とのインタビューでは、多

くの人々は「新しい」E I Aに満足していることが示された。ある代表は、削減が大々的でありすぎたので、すぐにもっと多くのデータを産業が必要とすることになろうと述べた。しかしながら、彼は、政府がその資料を集めるよりも自分の組織が集める方がよいといった。他のエネルギー政策作成者と分析家は、データ収集と統計分析の削減によって、政府は産業活動の性格を評価することができなくなり、将来のエネルギー危機の発生に対応する国家的能力がおちるかも知れないという危惧を表明した。

上院の法案にえがかれたように、B J Sの改組は、主任統計官が述べたより包括的である。<sup>40)</sup> 上院のこれについての法案は、以前の法律施行援助庁(L E A A)に似た構造の新しい組織をつくろうとするものであった。<sup>41)</sup> 支持者たちは、上院の法案が要求している変更は、各々の活動が他の各々の活動を支えるという活動の相互的支えをもたらし、このようにして機関全体を強化するものであると考えている。しかしながら、批判者は、新しい組織の活動の側面は、研究と統計活動を圧迫する危険をもつと考えている。例えば、社会科学協会連合法と刑事上のネットワーク(C O S S A)は、そのメンバーのメモにおいて、次のように述べている。「法務省の研究と統計の領域を、その活動のための権力ときり離すことが重要である。裁判研究が、法的強制と裁判についての全国研究所(N I L E C J)の中に位置づけられていた1979年以前の経験は、正しい意図をもっていても、つかの間の政策は、研究計画を台無しにしうることを証明した」<sup>42)</sup>

### OMBの統計政策への他の影響

主任統計官とOMBの統計政策職員だけが政策に影響する機関のメンバーなのではない。例えば、予算審査官は、彼らの勧告によって政府を通じて統計機関の計画に識別できる影響を与えている。同じように、O I R Aの事務職員も、ペーパーワーク削減法の条項を実施しながら、データ収集の書式と情報収集予算を検討するときに、統計政策上の問題に影響を与える。

許可<sup>43)</sup> 1942年の連邦報告法の発効以来、殆んど行政機関による10人以上の個人からの同じ情報の請求は、OMBからの許可を必要とすることになっている。1980年のペーパーワーク削減法はこの行為を継続している。この法律はO I R Aを設立し、そこが情報収集要求の審査過程を管理するものとした。

各々の連邦機関は、その機関に関するあらゆるO I R Aの活動を監督する責任をもったO I R Aの事務職員を一名割当てられる。ある職員は統計の経験をもつが、殆んどは持たない。審査請求の各々の写しが、これをコメントする機会を与えるために統計政策グループに与えられる。O I R Aの役人は、統計的意味が感知されるすべての審査請求が、検討のため統計

政策グループにさし向けられていると述べている。この制度は、一方で統計の問題についての認識をえながら、各機関の規制と情報の政策に対して総合的なアプローチを用意することを狙っている。

この実施は、1977年の統計政策部（SPD）の改組以前に用いられた許可手続きとちがう。元SPDの職員によれば、その手続きは、SPDの経験ある統計家にあてられたすべての統計的許可要求を第一に検討するというものであった。SPDの検査官は、その機関が要求をもちだしたかどうかにかかわらず、ある主題事項の領域におけるすべての許可を割当てられる。そしてOMBの予算審査官は、その機関について二次的検討を行った。統計的でない許可請求は、機関の関心が適切に取扱われていることを確かめるために、適当な予算審査官の第一次審査にゆだねられる。そしてその二次的審査がSPDの許可局のメンバーあるいは統計的検査員にあてられた。この手続きは、統計上の問題が経験のある統計家によって扱われることを確かなものにしようとして企画された。

現在のアプローチに対しては、ある観察者は支持し、他の観察者は批判している。以前の手続きにおいては、許可はことがらが特別の関心事でないかぎり、予算審査官の課題においてはしばしば優先度は低かった。そのうえ、審査官の作業負担が季節性をもっていたので、許可に対する彼らの注意にはむらがあった。他方で、SPDの検査員は、すべての統計的許可請求が、技術的に妥当で、統計制度の全体的要請と矛盾していないことを保証する位置にいた。例えば、国民総生産を測定するのに重要な行政記録請求はSPD職員が監視していた。

現在の過程は、所得の部門からのすべての許可要請について責任のポイントををつくった。しかしながら、統計政策に対する注目は、何人かの批判者によれば、以前より体系的ではなくなった。どのような許可に対しても第一義の責任は持たないで、少人数のスタッフに対して多くの他の要求がある中では、統計政策のスタッフが適当な許可要請に確実にいかかわるとはいえないというのが批判者の主張である。非統計の領域の幾人かのOIRA職員は、統計政策の意味をもつ多くの許可は統計政策のスタッフからの助言なしに処理される危惧があることを表明した。

OIRAのスタッフメンバーの間でのインタビューによって、彼らが、協議する適当な統計政策スタッフメンバーを認定することにしばしば困難をみていることが示された。

幾つもの例においては、事務職員が、統計政策のスタッフと協議することなく、統計活動に不承認を与えていた。そのうちのいくつかについては、その後訴えがあり承認された。事務職員はまた、統計政策スタッフと協議することなく長期計画を要求した。一つの例では、国立保健統計センターは「今後5年間に考えようとしていたすべてのN-HANES（全国保健・栄養試験調査）にかかわる研究についての包括的計画」を請求された。

「情報がその機関にとって実際の効用をもつ」というペーパーワーク削減法の要請は、多くの統計機関に、きびしい問題をもたらした。この要請は、OIRAの解釈では社会的、経済的ないし科学的現象の一般的理解にとって必要なデータの収集を禁じるものとされているという考えが諸機関の間はかなり広まっている。<sup>44)</sup>「ペーパーワーク削減の始まり：連邦統計計画と産物への影響」を論じるための統計機関の長の最近の会合において、<sup>45)</sup>最も一般的な不慢の一つは、OMBがこのいわゆる実際の効用という句を立法において不適当に用いているというものであった。例えば、当時国立教育統計センターの長であったマリー・D・エルドリッジは、実際の効用という概念は「非常に主観的」で、OMBはその適用を「うまくはやっていない」と述べた。同じ会合で、エネルギー情報局の代表は、OMBが書式を、そのいくつかの項目が直接的な実際の効用をもたないという根拠で部分的に不承認としたことを引き合いに出した。主張によれば「実際の効用」をもたない特定のデータ項目を除去することによって、データのバランスという脈絡を失う危険があり、全ての調査を利用できないものにする。他の人々も同じ考えをくりかえした。

**連邦情報配置システム (F I L S)** 1980年ペーパーワーク削減法の条項の下に、OMBは、情報源の名簿、データ要素の辞書そして情報探索サービスからなるF I L Sを設立しなければならなかった。これらの要請に応えるために、OMBは、国防省が管理するF I L Sを設立した。1984年6月1日現在で、OMBからの書式許可を求める要請は、すべて請求中のデータが他の連邦機関から入手できないことを確かめるためにF I L Sの調査をその請求機関が行ったという保証を伴っていなければならない。この発案者は、非常に多くの重複した情報が収集されているので、この自動化されたデータ索引を用いることでこの重複が減少すると主張している。

批判者は、実際の問題として、この手続きは、少くとも統計の領域では、重複を阻止することなく、これを行う企業の費用を増加させると云っている。例えば、連邦準備理事会を代表する人が、6月15日の専門家協議会での会合において次の点を指摘した。すなわち調査は広い領域にわたってよりも、個々のデータ要素を基礎に行なわれるべきである、というのはそういったどんなシステムのキーワードとなる特徴も一般的にならざるをえず、価値の小さなものになるからである。しかしまた、大部分の統計的活動にとって、個々のデータ要素はわずかしき価値をもたない。というのは、データ要素の有用性は、そのつながり、すなわち、特定の調査におけるデータ要素のすべての関係に依存するからである。さらに、このシステムのための料金があるので、直接的コストもある。

何人かのOIRAのスタッフメンバーは重複を深刻な問題とはみていない。情報収集の要求を不承認とすることが許される理由——負担、実際の効用、適度の費用、重複——のうち、

重複はまれにしか使われない。

## 要 約

OMBは現在、統計政策スタッフの役割は限られたものとみている。例えば、統計機関の改組は、関係する機関あるいは部門の特権としてだけ殆んど考えられている。OMB内部での活動における統計政策スタッフの役割は、予算審査のようにごく小さい。統計政策スタッフと予算審査員との間の交流は相対的に少ない。OMBの他のグループは、予算審査員とOIRAの事務職員のように、統計政策の諸問題に影響を与えている。

### 〔注〕

- 1) U. S. Department of Commerce , Office of Federal Statistical Policy Standards , 1978. Revolution in United States Government Statistics 1926 - 1976
- 2) ibid.
- 3) Office of Management and Budget , 1976. Federal Statistics - Coordination - Standards - Guidelines.
- 4) op. cit p. 41
- 5) U. S. Department of Commerce , Office of Federal Statistical Policy and Standards. Statistical Policy Handbook , 1978
- 6) ibid
- 7) Tella , Dorothy M. , Chief Statistician , Office of Management and Budget . Interview. April 13, 1984
- 8) 31 USC 18b
- 9) P. L. 96- 511 Sec. 3504 (d )
- 10) Tella , Dorothy M. , Chief Statistician , Office of Management and Budget. Letter responding to questions submitted by Jack Brooks , Chairman, House Committee on Government Operations. March 14 , 1984
- 11) Office of Federal Statistical Policy and Standards, U. S. Department of Commerce, 1977. Gross National Product Data Improvement Project Report.

- 12) U. S. Department of Commerce , Office of Federal Statistical Policy and Standards. A Framework for Planning U. S. Federal Statistics for the 1980 ' s . July 1978 .
- 13) ibid
- 14) Executive Order No 12013
- 15) op. cit . Tella letter to Chairman Brooks
- 16) op. cit. Tella Interview . April 13 , 1984
- 17) ibid
- 18) ibid
- 19) ibid
- 20) Tella , Dorothy M. , Chief Statistician , Office of Management and Budget . Interview May 18 . 1984
- 21) Chief Statistician との電話によるインタビュー August 1 , 1984 . 合衆国の会計検査官長 Charles A. Bowsher の 1980 年のペーパーワーク削減法の権限の拡大についての上院政府問題委員会の情報管理・規制問題小委員会での声明は次のとおりである。「統計政策の領域においては、OMB は転換をとげた。以前にはOMB は統計政策の作成と調整にはわずかの注意しか払わず、それらの責任を遂行するために割当てられた職員の数削減するほどであった。昨年中に、OMB は主任統計官を任命し、統計活動の改善に優先性を与え、書式の承認過程を統計基準の順守を監視する手段として用いはじめた。」
- 22) Executive Order No 12013 , Sec 7 . 1977
- 23) op. cit. Tella letter to Chaiman Brooks
- 24) op. cit. Tella interview , April 13 , 1984
- 25) ibid
- 26) Executive Order No 12381
- 27) op. cit. Tella interview , April 13 , 1984
- 28) 第1章 p. 30をみよ。
- 29) Letter from C. L. Kincannon to Dorothy Tella , November 22 , 1983
- 30) op. cit. Tella letter to Chairman Brooks
- 31) op. cit. Tella interview , May 18 , 1984
- 32) p . 45 をみよ
- 33) op. cit. Tella letter to Chairman Brooks

- 34) *ibid*
- 35) the Comprehensive Crime Control Act, S-1762 についてのより完全な記述については第4章 p.156
- 36) *op. cit.* Tella letter to Chairman Brooks
- 37) *ibid*
- 38) *op. cit.* Framework , p. 54
- 39) 第4章は Office of Research and Statistics について述べている。
- 40) *op. cit.* Tella letter to chairman Brooks
- 41) *op. cit.* Crime Control Act.
- 42) Consortium of Social Science Associations. Memorandum to Members of COSSA Law and Crime Justice Network, May 2, 1984
- 43) 44 (US C 3501 - 3512)
- 44) 実際の効用の定義：「一般目的の統計の場合には……実際の効用は現実の利用が示されうることを意味する」。Federal Register, Vol. 48, no. 63. March 31, 1983 p. 13692
- 45) Meeting of the " Council of Professional Associations on Federal Statistics " Washington, D. C. June 15, 1984

### Ⅲ 上院・1984年ペーパーワーク削減修正法案 について

(合衆国上院・政府問題委員会報告書・第98議  
会第2会期, 98-576, 1984年8月から)

#### 目 次

|                |    |
|----------------|----|
| I 修正点          | 1  |
| II 修正点の説明      | 3  |
| III 目的と要約      | 3  |
| IV 法案の背景と必要    | 4  |
| V 法案の重要点       | 7  |
| VI 委員会の公聴会     | 10 |
| VII 政府側見解      | 12 |
| VIII 委員会の活動と投票 | 15 |
| IX 節ごとの分析      | 16 |
| X 規制への影響       | 26 |
| XI 法制定の推定費用    | 26 |
| XII 現存法律の変化    | 27 |
| チルス氏の追加的見解     | 42 |

(訳者註, Ⅷ～Ⅻは本資料では訳出してい。上掲目次のページは原報告書のもの)

#### I 修 正 点

修正点は次のとおりである。(提案された法案のページと行で述べる)

1. 3ページの6から19行目を削除し、代りに次を挿入する。  
「4節。合衆国法典第44編の3504(d)を次のように修正する。  
「(d) 局長の統計政策と調整の機能は次のものをふくむ——  
(1) 連邦政府の統計活動と計画の調整と作業の改善のための長期計画を策定し、定期的に  
検討し、必要なときに更新すること  
(2) 諸機関の予算案を検討し、その案がこの長期計画と矛盾していないことを確かめるこ  
と

- (3) 統計と統計情報の収集、解釈、配布に関する連邦政府の機能を、予算提案の検討とこの章で示されている他の方法を通じて、調整すること
  - (4) 統計収集の手続きと方法、統計データの分類、統計情報の表示と配布、そして連邦計画の管理に必要な統計データ源に関して、政府全体の政策、原則、標準、ガイドラインを制定し実施すること
  - (5) 統計計画の実施と機関が政府規模の政策、原則、標準、ガイドラインを順守しているかの評価
  - (6) 本小節の(1)から(5)に述べられている諸機能を、本章に制定されている他の情報資源管理とを総合すること
  - (7) 本小節の(1)から(5)に述べられている諸機能を遂行する訓練を積み経験豊かな専門的統計家である主任統計官を指名すること」
2. 3 ページの24から25行目を削り、その代りに次を挿入する。
    - (2) (3) (E)節を削除し代りに次を挿入する。
 

「(E) 1984年連邦資産と行政サービス法（40 U.S.C. 3757と759）の110節と111節の要求および本章の目的に従いつつ、連邦政府の自動データ処理とテレコミュニケーションの必要に見合う5年計画を、一般業務局長との協議のうえ制定し年々更新すること,そして」
  3. 4 ページの22行の「そして」という言葉を削除する。
  4. 4 ページの25行を削除し代りに次を挿入する。
 

「そして次の政策を実施するためのガイドライン

    - (C) 公衆が利用できることを本章で要求されている情報収集要求に関係する情報への公衆のアクセスを、電子メディアによるものをふくめて、強める便宜と手段について議会に報告する。
    - (D) 連邦認可計画の行政と結びついた連邦の情報収集の負担を減少させる一層の主導性を認定する。」
  5. 6 ページ6行目の「そして」という言葉を削除する。
  6. 6 ページの16行目を削除し代りに次を挿入する。
 

「次年度に向けてのそういった計画を都度、そして

    - (C) 主要な連邦統計活動と計画のための現在実行中の長期計画の記述と要約」
  7. 8 ページ7行目から22行目を削除しその代りに次を挿入する。
 

「(g) (1) 局長は、OIRAが検討した提案あるいは最終の規制の提案が連邦公示録に公けにされた日以降、請求に応じて公衆が速かに利用可能にすること。

(A) そういった規則を提案あるいは公布している機関が局に対して検討のために提出した

提案あるいは確定の規則の草稿のコピー

(B) 規則作成機関が局に提出した案に関するあらゆる書面資料を、節(A)の下での草案規則を提出すると同時あるいは後に、

(C) 局が規則作成機関に提出した草案に関するあらゆる書面資料を、節(A)の下での草案規則を提出すると同時あるいは後に、

(2) 局長は、節(1)で述べられたコピーと資料を、それらの節で述べられていた規則の検討を、本章にしたがって行っていくが、公衆が利用可能にする。

(3) 本節での要求の長あるいは局長による順守は法的検討には従わない」

8. 9ページの13行目、数「44」を削除し、数「40」を挿入する。

9. 12ページ、24行目のコンマの前に「OMBが決定したとおり」を挿入する。

10. 法案の最後に次の新しい節を挿入する。

「13節 3507(a)(2)(B)は、セミコロンの前に次を挿入して修正する。「そして、情報収集要求についてのタイトルを設定すること、情報の必要とその提案された用途についての簡単な記述、ありうる回答者と提案された頻度あるいは回答についての記述、そして負担の推定」

## II 修正点の説明

修正点は基本的には大部分が明確化とテクニカルなものであり、この報告にふくまれている節ごとの分析の部分で詳しく論じられる。

## III 目的と要約

修正されたS. 2433は、OMB内のOIRAに対して、さらに4年間にわたっての予算を付与し、1985年度の900万ドルから1988年度には1050万ドルとするものである。さらに次の点をふくんでいる。すなわち

その期間においてさらに年5%のペーパーワークの削減を目標におくことをOIRAに指示していること。

ペーパーワーク削減法を、すべての報告や記録保持に対してそれらが新旧の規則にうたわれているかにかかわらず適用することを明らかにしている。

OIRAの行政は上院によって承認されることを要求している。

OIRAが、その資金の利用、統計政策の計画、そして情報資源の管理での指導について追加報告をすることを要求している。

OIRAに対してすべての提案された規則の草案を公衆が利用できるものにすることを要

求して、定期的な検討過程への公衆のアクセスを拡大させている。

OIRAに追加雇用の権限を与えている。

既存の連邦テレコミュニケーション基金と自動データ処理基金とを、新しい情報技術基金に合体させる。

諸機関がその連邦公示録（Federal Register）の告知に、提出された情報収集要求をふくめなければならないことを規定することによって、ペーパーワークの検討への公衆の参加を促進する。

#### Ⅳ 立法の背景と必要

1980年ペーパーワーク削減法（公法96-511合衆国法典第44編第35章）は、1981年4月1日に発効した。

この法律は、公法93-556によって制定され、フランク・ホートン議員が委員長で、トム・マッキンタイヤー上院議員が副委員長であった連邦のペーパーワークについての委員会の報告によって生まれたものであった。この委員会は連邦のペーパーワークの費用は年に1000億ドルを越えうるものであると結論し、連邦の情報資源の管理を改善するために770の勧告を行った。委員会を賞めたたえていえば、行政部門の機関に宛てられた501の勧告のうち461、すなわちほぼ92%が受容られたということは注目に値する。

1978年から1980年までに開かれた公聴会において、連邦の支出行為及び開かれた政府についての上院小委員会は、独自に、アメリカの大衆—教員、医者、薬剤師、州や地方の公務員、経営者あるいは年輩の市民等—は、連邦のペーパーワーク要求は統制がとれていないという感想を広く抱いていることを証明した。

ペーパーワーク削減法は、連邦諸機関による不必要で浪費となる情報要求を少なくするために中心的管理統制と責任の構造を打ち立てた。この法律の制定にあたっての基本は、情報は自由財としてではなく、価値をもち注意深く管理されるべき資源であるとする、連邦ペーパーワーク委員会による勧告を議会が受容れたことであった。

この法律は、連邦政府が発起して大衆に押しつけている、すべての報告や記録保持の必要について体系的な検討のための機構を創り出した。自動データ処理と電信・電話、連邦統計活動、記録管理、記録のプライバシー、情報政策、ペーパーワークと定期検討に関する政策責任が、連邦政府の情報資源をよりよく管理するために、一つの局に集中された。

殊に、この法律は、OMBの中にOIRAを設置し、すべての報告と記録保持の要求が機関にとって正当性のあるものであるのかを検討し、求められている情報が、政府に必要であり、政府が既に収集した情報と重複せず、公衆に实际的で妥当な最小の負担しか課さない

場合にだけ承認を与える、という責任を、このOIRAに与えた。この法律はまたOIRAに1983年10月1日までに連邦のペーパーワークを25%削減するという目標をたてることを求めた。

1984年1月に、政府は、この法律で求められた目標を基本的に越えたと声明した。連邦ペーパーワークは、この法律が成立したときから測って、32%、すなわち年47万7千時間分の大衆への負担分が削減された。一時間20ドルとして計算すれば、これはほぼ100億ドルの減税にあたる。

これは重要な達成であるが、連邦ペーパーワークの負担の真の次元は、除々に遅れて明らかになってくる。OIRAは1980年度の終りに14億7700万時間の負担があると計算した。しかし、ペーパーワーク削減法に命じられた検討過程は、この総計にはふくめられていない多くの追加的情報要求があることを明るみに出した。これに加えて、新しいペーパーワーク要求がこのとき以降生じている。その結果、OIRAは1980年の外見的基準のほぼ3分の1を削減したにもかかわらず、1983年度末の保有量は20億2300万時間であると計算した。

さらに、委員会は、重要な報告と記録保持要求は、この保有量には未だふくまれていないと考えた。例えば、A-21通達のような幾つかのOMBの管理通達は、この法律による対象とされず、統制番号は示さない報告や記録保持要求にも責任を持つものである。この法律で制定される削除過程のまさに支持者である小企業の代表者は、これまで、事態の進展による恩恵を感じていないということを繰り返して伝えている。明らかに、連邦ペーパーワークの負担は未だ管理の下にはなく、そして一層の削減が必要になっている。

1982年6月には、司法省の法制局が、この法律の成立時点で発効する規則にとくにふくまれている報告や記録保持要求に対するペーパーワーク削減法の適用可能性についての意見を発表した。この意見は、3512(h)節で用いられている「情報要求の収集」という語を一連の情報要求と解釈して、とくにこの法律で定義され、ペーパーワークの審査、公衆保護その他の要請を示すために3507と3512節その他で用いられている語である「情報収集要求」とは全く違うとした。

司法省の解釈の結果は、それが支配的になるとすれば、ペーパーワーク削減法成立時に存在していた規則にふくまれている要請に適用されるので、公衆保護の句(3512節)の意味を台無しにするものであろう。

3512節は、すべての情報収集要求がこの法律には従わないことをあらかず管理番号か何かを示すことを要求している。もし情報収集要求がそういった管理番号あるいは不承諾を欠いているなら、誰も情報を保持あるいは提供しなかったことで罰せられない。この条項は、

公衆に、連邦政府が要求するどんな情報も必要なものであり、使用されるものであることを保証するものである。これはまた、連邦機関がこの法律の要求に従うことの保証への公衆の参加を規定している。

司法省の意見は、その解釈のとおり、「情報要求の収集」は管理番号を必要としないことを示している。この解釈は、管理番号あるいは承諾を欠いている要求には応える必要がないとする直截な保証をとりはらうことによって、公衆保護条文の適用について公衆を不確かな位置におくものである。例えば、現実の書式、調査票そして調査は規則制定によって公表されている。司法省の解釈にしたがうと、これらのタイプのペーパーワーク要求は、管理番号を示すことを要求されないし、3512節の公衆保護条項に従わないものとなる。

1983年3月にOIRAは、情報の収集に関係するときに、この法律の（5 C F R Part 1920）を補う手続きを定める規則を発表した。この法律の目的を遂行するためにOMB長官に許された広い権限の下に、OIRAは、規制の下にふくまれているペーパーワーク要求を検討する権限を言明した。管理番号は、規則にふくまれているすべての情報要求に対して要求された。しかしながら、この種類のペーパーワーク要求に対する公衆保護条文の適用可能性は規則では解決せず、条文によって明確にされることが必要となった。

S 2433についての公聴会とともに、監視の公聴会の過程で、一般会計院と他の証人たちは、政府がOIRAに対して、OIRAが、この法律で与えられている期限内にペーパーワーク削減法を十分に実施するに足る資源を投入していないという見解を、くりかえし表明した。実際、OIRAに対する現実の予算は、この法律で権限づけられたものの半分にすぎなかった。

この資金不足によって、OIRAが情報資源管理と結びついた政策機能のいくつかに対して不十分にしか注意を払わないこととなった。最初、OIRAは、すべての情報政策機能を効果的に総合する全体的戦略を犠牲にして、特定の政策機能、主としてペーパーワークと規制の検討とにその時間と資源をあてることを選んだ。特に、OIRAは、ペーパーワーク削減法の3504（g）節で要求されている、自動データ処理とテレコミュニケーション機能と連邦政府の活動に対する政策、原則、標準、ガイドラインを作成し実施することができなかった。しかしながら、委員会は、これらの問題のいくつかのための通達を用意されつつあることに注目している。また統計政策と調整、そして3513節で要求されていた諸機関の情報管理活動の検討とに対するその上の注目も保証されているのであるが、同じく資源の不十分さで制約されている。

この法律の3508節は、情報収集の際に求められる情報は「実効的な効用」——この言葉は、「ある機関の収集した情報を利用する能力、とくにそういった情報を速やかに有効な形

で処理する能力」を意味すると定義されている　をもつことを要することを求めている。連邦統計についての専門学会の協議会は、委員会に対して、基本的国家指標の作成を意図した情報収集計画に対してこの「実際の効用」要求を適用することについて危惧を表明した。協議会は、そういった情報は、単一の連邦機関ではなしに、政府全体にとっての利用を意図したものである点を注意したのであった。

委員会は、協議会のき惧はあてはまらないと考えている。1980年ペーパーワーク削減法に伴う上院委員会報告は次のように述べている。すなわち、

「主として大衆と政府全体の利用のために集められ、その情報を収集している機関の政策あるいは計画の実施のための参考を第一としていない、一般目的の統計の場合には、『実際の効用』とは、実際の利用が示されうことを意味する。」

委員会は「実際の効用」についてのこの説明は、基本的により狭い定義に対する協議会の危惧に向けられているものと考える。

最後に、ペーパーワーク削減法の成立以降機関の計画あるいは活動を、この法律の適用外のものとする種々の企てが行なわれていることを知っている。委員会の見解では、これらの適用除外は全く不当なるものである。ペーパーワーク削減についての中心的管理者は、機関による大衆からの情報要求を有効に統制するためには不可欠であることに変わりない。OMBは、この法律が定めた検討過程を実施する点では良くやり、機関の合法的要求を調停しようとした。最もよくきかれた不満は、検討過程に生じた遅れに関してである。この法律は、適当な期限をおき、特定の情報収集要求についての遅れが広い被害をひき起こしそうなときには、機関の長は、緊急承認を求めうとしている。委員会の知る限り、そういった要請が拒否されたことはない。この制度は十分であることが証明されており、さらに改める必要はない。今日まで、この法律が示した成功の記録が、この法律の適用除外をつくりだそうとする今後の企てをくじくことを期待する。

## V 立法の主要部分

### ペーパーワークの削減

2433 節は、OMBが、連邦が主となつての情報収集の負担を、昨年到達した水準から5年間にわたって5%ずつ減少させるという目標を毎年たてることを要求している。

ということは、連邦機関は、1984年9月30日までに1983年10月1日現在のレベルから5%削減する手だてを講じなければならない、次いで、次の年には、1984年9月30日に到達したレベルからさらに5%削減しなければならないという形で進むべきことである。

政府は、本年について6.5%の削減という目標をたてたことを証言した。したがってすで

にこの条項の目的に合致しているのである。政府はまた将来の目標、とくに5年間のうちの最後の2年における目標に到達しうるかどうかについての危機を示した。

委員会は、類似の目標は、ペーパーワーク削減法に指示されており、同じ危機が表明されたことを知っている。それにもかかわらず、この目標は進展度を測るものとして有益で、公衆にわかりやすい道標となり、実際に達成されたのであった。委員会は、将来目標が同じく有効な目的として役立つと考える。浪費的で不必要な報告および記録保持の要求を除去する余地はなおかなり残っており、2433節に示された新しい目標は正しい。現行法におけると同様に、全体ではほぼ25%の削減が求められているのである。しかしながら現行法がこの全体目標に到達するのに3年しか与えなかったのに対して、2433節は5年を与えている。目標は目標であって、拘束力のある要件ではないこともまた注意されるべきであるし、委員会は、条文で指示されたペーパーワークの負担を削減する立法行為が必要になるかも知れないことを認めている。最後に、連邦の情報収集要求にこたえるため所要時間を縮める新しい情報技術を有効に活用することが新しい目標の達成を可能にするであろう。

#### **議会の責任**

2433節は、議会によるOIRAに対する監視を強めることを狙った幾つかの条項をふくんでいる。

第一に、法案はOIRA局長を大統領が指名し、上院が承諾することを要求している。ペーパーワーク削減法は、OMB長官が局長を指名するものとしていた。

この変更は、本委員会が一般会計院とともにもった危機、すなわちOIRAが、法の発動にあたって、法の完全な実施のために速かに活動せず、法の下でのいくつかの重要な政策構造に対して不十分にしか資源を投入しないことへの危機から生じたものである。この承認の過程は、議会と政府部門に対して、OIRAにおける指導に変化があったときに一般議題とする機会を与えるものである。

同じ危機によって、OIRAによる、その種々の政策機能への資金配分についての詳細な年次報告を要求することを委員会は決定した。とくに、OIRAは実行命令12291の下で、規制のための検討にその資源のかなり大きな割合を用いていることが、この法律の下でのOIRAのその他の責任を果たすために用いるべき資源をはなはだしく少なくしているとみられた。この資源の強調が、この法律が期待している管理戦略——すなわち、情報資源管理に関係する多くの政策機能の総合——に対する優先的注目をそいだのであった。

似た理由のため、委員会はまた情報資源管理活動についてと、統計活動及び計画についての長期計画についての追加的年次報告を要求した。

以上をふくめてのこれら手だては、監視の改善と、より責任のあるOIRAの必要を示し

ている。この理由によって、委員会は、1988年まで、法律が許す十分なレベルで、OIRAへの資金供与を延長し、それらの修正が適切に実施されることを決定したのである。委員会は、情報資源管理に関する政策機能を効果的に総合することにOIRAが高い優先度を与えることを期待している。

#### 統計政策

ペーパーワーク削減法はOIRAに統計の政策と調整の機能に対する責任を与えた。この法律を実施する際に、OIRAは当初、この課題に不十分にしか注目していなかった。改善は昨年行われ、一般会計院は、OIRAはこの分野で方向転換したと証言した。しかしながら、ドウレンバーガー上院議員の質問への回答においてGAOは、その評価を前後関係の下において行った。すなわち次のように答えた。

「われわれの検討では、OMBは、この法律の下でのその統計政策と調整責任をなお十分には遂行していない。われわれの証言において統計政策の分野にふれて『方向転換』という言葉を使ったとき、その意味はOMBが方向を変えたということであった。OMBは、1983年4月にわれわれが報告したとおり、統計政策と調整にはわずかしき注意していなかったが、この分野の責任を遂行する点で前進しは始めている。OMBは、ペーパーワーク削減法にふくまれている他の諸任務とともに統計政策責任を十分に果たすためにはなすべきことが多くある。」

GAOが一層の注意が必要であるとして引用した領域のうちで最大のものは、連邦統計活動と計画の実施を改善するための長期計画の策定である。そういった長期計画は、すでにこの法律の3504(d)(1)節で要求されていた。2433節は3504(d)を全く入れ換えるものであり、それを強化・拡大したものである。とくに、2433節は、そのような長期計画がOIRAによって定期的に検討され、更新されるべきこと、機関の予算提案は、この長期計画と対応しているかどうかの点で吟味されるべきことを要求している。

2433節はまた、3504(d)に述べられている諸機能を遂行する熟達した経験豊富な専門的統計家である主任統計官を任命することを要求している。OIRAはいくらかの遅れをもってであるが、この要請に答えている。この条項は、そのことが将来もそのような形で継続されることを保証するものである。

#### その他の問題

2433節は既存の連邦テレコミュニケーション基金と自動データ処理基金とを合体させた情報技術資金をつくった。この手だてをとった理由は、それら二つの技術は交じりあってきており、二つの基金を区別しておくことは不自然になっているからである。それらの領域における新しい技術資源の獲得のために別々の回転資金が存在していることは意味がなく、実

際に非生産的といえる。

2433節はまた「情報要求の収集」についての定義を、連邦が資金を出しているすべての情報収集に対して、3512節にふくまれている公衆保護条項の適用不能性を保証することであることを明らかにしている。この明確化は、この報告の前節で広く論じ、節ごとの分析において詳細にとりあげる。

2433節はまた、検討のためにOIRAへ送られたものは何らかの提案の原稿であれ最終規則であれすべてが、そういった規則にかんする何らかの書かれた材料とともに、規則の公開に従って、公衆が利用できるようにしなければならないことを述べている。この条項はまた、節ごとの分析において詳細に述べられる。

2433節はまたOMB局長に、この法律の下でその責任を果たすのに必要な職員を雇う権限を与えている。局長は、その地位が秘匿性をもたないか、政策決定にかかわらない限り、第5編3304節にしたがってそれらの地位への応募者を吟味するのは実際的でないときに、競争的業務への任命についての合衆国法典第5編の条項にかかわりなく20人まで雇いうる。この権限は、局長に、直ちには行使できない知識を持っていたり、速かに雇用しなければならない限られた数の独自の資格ある専門家を、正規の—そしてしばしば時間の消耗となる—競争試験の過程なしに雇うことを許している。

他の機関は、類似の法的権限を持っており、そして実際にはOIRAは1981年以降、臨時的にであるが類似の権限を持っているのである。この限られた形の例外的雇用はひきつづき必要である。そのような職員は、昇進を競う業務に従事するメンバーではないので、政府の功績による職員配置の手続で守られることはない。この権限は表Cの雇用者を雇うことを許すものではない。

## VI 委員会の公聴会

情報管理規制問題小委員会は、1984年ペーパーワーク削減法修正、2433節についての1日の公聴会を1984年4月4日に開いた。この小委員会はこの法律の実施についての検討公聴会を1982年4月14日と1983年5月6日に開いた。

1984年4月4日の公聴会でOIRA局長クリストファー・デムスは、この法律と2433節にふくまれる修正を強く支持する証言をした。2433についての彼の発言はこの報告書に「行政側の見解」としてふくまれている。

デムス氏は、法律の制定の時以降、行政側がペーパーワークの保有量や32名削減することに成功したことを指摘したが、「われわれは今では、ペーパーワークの負担が、この法律が施行されたときに考えられていたよりもはるかに大きくそして根深いものであることを知っ

ている。大衆への負担が各年20億時間を越えるというわれわれの現在の測定もお過少推定かも知れない」ことをつけ加えた。

デムス氏は、政府が1984年度に6.5%のペーパーワークの削減目標を、とくに政府調達領域での報告と記録保持に重点をおいて設定したと述べた。彼はまたOMBが連邦準備制度の理事会に対して、この法の3507(e)節にもとづく検討の権限を述べた。

デムス氏は、この法律の3511節で要求されていた連邦情報提供システム(Federal Informaion Locator System)は活動していること、すべての主要なペーパーワーク機関は、このシステムにふくまれている保有情報を調べることを要請されていること、そして、OMBに対して情報収集要求を提出する以前に不必要な重複を出さないこと保証していること、を報告した。

デムス氏は、OMB内に独立した統計政策部門(statistical policy office)をつくり、主任統計官を任命したことを述べた。また情報技術資源のための計画作成と、政府のための首尾一貫した情報資源管理の制定とにおいてのOMBの指導性を報告した。

ドウレンバーガー上院議員は、OMBは、統計政策と調整機能に対して余りにもわずかしき注意を払わなかったとの見解を表明した。デムス氏は、統計政策部がOMBから商務省に移りそして戻ってきたという移動で何らかの困難を味わったことを認めたが、大部分の問題は解決されてきているとし、「この分野ではわれわれの活動は大きく改善されてきていると私は考えている」と述べた。

チルス上院議員は、司法省の解釈に不賛成であること、そしてこの法律—とくに公衆保護の条項—は、発効時点の規則にふくまれている情報収集要求には適用されないことを強調した。「私は、司法省の意見は、議会が意図したことを全く歪め、この法律の目的にとって大きな打撃となると思う」と述べた。

レヴィン上院議員はS. 2433の節8にふくまれている修正によって規制過程をより広い公衆の吟味に開くことに関心をもつと述べた。デムス氏は、OIRA宛に検討のため送られてきた提案と最終規則のすべての原稿は、それらの原稿について局が示した書面でのコメントとともに大衆がコピーを用いる形にすることを支持すると述べた。

会計監査員チャールス・A・ボウシャーは会計院の見解を明らかにした。彼は、1983年5月以降、OMBはこの法律の下での「その責任を遂行する点で重要な前進」をしたと述べた。統計政策の領域では「OMBは方向を転換した」と述べ、先の否定的態度を改めた。情報政策の領域では、OMBはペーパーワークの管理に関する詳細な政策と手続的案内を発行したが、統計と自動データ処理とテレコミュニケーション政策に関しての十分な案内を提供してはいないと述べた。

S. 2433 に関して、会計監査員は、「われわれは法案の修正提案を検討したが、全体としてそれは、この法律を強化し、その当初の目的を進めると思う」と述べた。

ダンフォース上院議員は、ボウシャー氏にこの法律を十分に実施するのにOMBが必要とする資金はどのレベルかを質問した。ボウシャー氏は、それは現在費やされている500万ドルより大きく900万ドルに「ずっと近い」ものとなると述べた。

内国税収局長ロスコー・L・エガー氏は、税書式と関連資料を簡単化するためのIRSの努力について論じた。それらの努力によって1980年以降、納税者の報告負担は17%減少したと述べた。

小委員会は次に、合衆国商業会議所を代表するクーレン・B・ビューラー氏、全国自営業会議を代表するサリー・L・ダグラス氏、連邦報告についての経営者諮問協議会議長ユージン・J・ハーディ氏からなる証人から聴いた。

ビューラー氏は、「この法の下で非常な前進があったが、すべきことはなお多い」と述べた。小企業界についてみれば、この法律は「最近数10年の間に最も重要な管理の改善の一つである」と述べた。しかし、彼は「合衆国の会議所メンバーは、なお膨大な量の不必要な連邦ペーパーワークがあるという点では、殆んど一致している」ことをつけ加えた。

ビューラー氏は、司法省がこの法の範囲を限定しようとするものの根拠になるものを削除することを強く促した。彼はまた、ペーパーワーク削減の目標を年5%ではなく10%にすることを示した。

ダグラス氏は、小企業は今日までOIRAの削減努力の影響をわずかしかなかったと述べていないと述べた。彼女は、ペーパーワーク保有量はなお完全さからはほど遠く、「なされるべきことは、はるかにはるかに多い」という見解を示した。ビューラー氏と同じく、彼女は司法省の意見の基礎になっている言葉を明確にすることを求め、年10%の削減目標を示した。彼女はまた、機関は、提案された情報収集要求ごとに推定される負担と影響をうける回答者の数とタイプとについての情報を示すことを求められるべきことを提案した。彼女はまた、S. 2433 にふくまれている権限は二年に限定されることを提案した。

ハーディ氏は、S. 2433 は「すでにしっかりしている法律を強化するだろう」と述べた。彼は、連邦情報探知システムに一層の注意を勧告した。ダグラス氏と同じように、彼女は「情報の基本的な要素」が提案された情報収集要求についての機関の通知の中にふくめられることを示した。彼はまたOIRAにはこの法律を実施するために資源が追加されるべきことを提案した。「われわれはすべての側から一政府だけでなく事業界の同業者たちからもOMBのOIRAは職員不足であるときいている。OIRAに2、3の資格ある人々を追加するだけで、1980年法を遂行するうえで大きなプラスになるであろうというのが、われわれ

の意見である」と述べた。

公的市民訴訟グループの責任者アラン・B・モリソン氏は、政府が情報を必要としていることを強調し、OMBは「お湯と一諸に赤ン坊を流してしまっている」と述べた。彼は、この法律の3504(h)にふくまれている制約を支持すると述べS. 2433がこれを生かさない点で批判した。彼はまた「OMBの限られた役割とOMBと機関のすべての問題についてのすべての交信を公衆の吟味に供することの必要性和をさらに強調するために」、節3518(g)の(S. 2433の節8による)追加を強調した。

モリソン氏は、OMBが年の「情報収集予算」をペーパーワーク削減を実施するための用具として用いていることを批判して、「ペーパーワーク要求を吟味する唯一正しい基準は卸値ではなく小売価格レベルにおけるものである」と述べた。同じ理由によって彼は、ペーパーワーク削減の目標を設定することに反対した。モリソン氏はまた、OMBの承認への3年間の期限が規則にふくまれている報告や記録保持要求に対してもつ影響について危惧を表明し、OMBがラベルづけ要求を検討することに反対した。

## VII 行政側の見解

(1984年4月4日の情報管理・規制問題についての小委員会でのOIRA局長クリストファー・C・デムスの証言からの抜粋)

### S. 2433, 1984年ペーパーワーク削減

1984年3月15日に、議長であるあなた、サイルス上院議員、レヴィン上院議員、ドレーンバーガー上院議員はS. 2433, 1980年のペーパーワーク削減法の修正をとりあげた。下院の対応する法案M. R. 2718は1983年11月に下院を通過した。政府はHR. 2718に対してはいくつかの保留と反対をもっていたが、それらはS. 2433では解決されていると考える。

S. 2433は、OIRAに1985年度にはじまる4年間予算を付与しようとしている。議会はすでに1984年度についての資金を、現在施行中の継続決議R. L. 98-151によって与えている。

この法案は、OIRAが、1984年度にはじまる次の5年間の各々について5%づつ、連邦の情報収集の負担を減少させるという目標をたてることを要求している。周知のように、われわれは1984年度について6.5%の目標をたてた。そしてわれわれの削減努力を、政府調達作業で要求されるペーパーワークと、小企業に負担をかけているペーパーワークと、連邦の許可活動と結びついた負担に集中しようとしている。1980年基準で当時の負担の32%を削減するのに成功したあとでの、S. 2433が設けている削減目標は非常に大胆なものであ

るが、われわれはそれにそうように努力する。

われわれは、S. 2433 が OIRA に独立した予算を要求していないことを歓迎する。これは OMB の予算・管理部門と協働しているわれわれにはきびしい行政上の問題をつくりだすだろうからである。この法案が OIRA に課している代替的要求は、われわれの受容れうるものである。第一に、法案は局長（私の次から）が上院の忠告と同意をえて大統領が指名することを要求している。第二に、1985 年度から、大統領の予算付託の時点で、局長は OMB が過年度に使用可能な資金をどう用いたかと、最も新しい予算で局のために要求した資金を用いるつもりかを述べた報告を、上院議長と下院議長に提出することを要求している。われわれは、われわれの監査委員会——そして幾つかの他の同様のもの——が、局の活動について変らぬ注意深い吟味を続けていると考えるのであるが、これらの修正は、議会がそういった活動を続けて知らされ、局長を大統領が指名するときに発言権をもつことを保証するものとなる。

S. 2433 は、また「情報収集要求」という表現を、この法律で用いられているとりに明確にしようとしている。「情報収集要求」という言葉の定義に「情報要求の収集」という句をつけ加えることは、とりわけ、この法律の公衆保護句が「情報要求の収集」にも適用されることを明らかにするであろう。これは「情報収集要求」と「情報要求の収集」が、第44編 3504 (h) 節を除いて、この法律の下で同じ仕方で扱われることを保証するだろう。

3504 (h) 節は、局長が、情報収集を検討し、承認する仕方を新しい通知コメント規制において決定している。情報の他のすべての収集は 3507 節と 3508 節に従っている。この修正の発効日は、1984 年ペーパーワーク削減法修正の発行日である。この修正は、1980 年ペーパーワーク削減法発行時に存在していた規制において課せられる情報収集負担の検討に関してのわれわれの実行規則（「公衆へのペーパーワーク負担の規制」S. CFR 1320）の下で、われわれが現在従っている政策や手続きを成文化する点で重要である。

S. 2433 はまた、一般業務局長が現在管理している二つの資金を合体させようとしている。この点で S. 2433 は H. R. 2718 と極めて類似している。それは、自動データ処理資金と連邦テレコミュニケーション資金を新しい情報技術基金に統一する。これは技術が二つの既存の資金の目的の違いを極めて小さくしたことを反映している。この法案はそれらを法的問題として統一するであろうが、財政的、政策的責任と管理という基本的要因をすべて持続し、そして ADP 設備の条項に関する現在の制約は続くであろう。

S. 2433 は、規制についての OMB の検討に関するこの法律に二つの新しい手続をつけ加える。第一に、法案は 3518 節に小節 (f) を新しく加える。現在、OIRA は規則や規制の検討を、1980 年ペーパーワーク削減法だけではなく、実行命令 No 12291（この前には実行

命令 11949, 12044, 12181)そして各種の他の法令や実行命令の下に検討している。新しい小節(f)は、H. R. 2718の条項と類似のものであり、これは、ペーパーワーク削減法それ自体は規則の検討を、ペーパーワーク削減法の下でのわれわれの責任を遂行するため、規則と規制における情報収集要求を検討するため、規則あるいは情報収集要求をふくむかどうかを決定するため、にだけ権限づけることを明確にしている。他の目的のための規則の検討は、他の権限で行なわれる。われわれは、これは、不可欠のものとはいえないにしても、有益な明確化であると考え。例えば、実行命令No. 12291に従う検討のための権限は、執行の長としての大統領の憲法上の権限にはっきりと根拠をもっている。そしてわれわれはペーパーワーク削減法を実行命令 12291 の下での検討の権限としては引用しなかった( 画目的のための規則の最初の検討は、明確な実理的理由のために、同時に行なわれるのであるが)。

最後に、S. 2433 は、3518 節に新しい小節(g)を加える。この条項は、レハルト・レーヒ規制改革法案S. 1080 —これは1982年3月に上院を万場一致で通過した—に対するレヴィン上院議員が提出した修正から引き出されている。われわれは1982年にレヴィン上院議員の修正を支持し、今日S. 1080の部分としてそれを支持しており、彼が主たる著者である小節(g)を支持している。この条項は、OIRAに対して、連邦記録簿における提案されるかあるいは最終の規則の出版物だけでなく、規則とOIRAの検討あるいは機関の規則作成の過程でOIRAと機関との間に交換されたそれについての書面資料についてもコピーを、大衆が利用できるようにすることを要求している。これらの手続きは、ペーパーワーク削減法の下での検討だけでなく実行命令 12291 の下での検討にも適用される。現在では実行命令 12291 の検討に関する書面資料は、機関の規則作成ファイルにおいてしばしば利用可能であるが、この件に関しての統一的な手続きはない。われわれは、ペーパーワーク削減法の検討の過程に従っている人々にとっては類似の、これらの新しい手続きは、われわれが完全に支持しているとうり、実行命令 12291 の検討にたいしても妥当すると思われる

## 付 合衆国法典第44編第35章 (原文)

### CHAPTER 35—COORDINATION OF FEDERAL INFORMATION POLICY

- Sec.  
3501. Purpose.  
3502. Definitions.  
3503. Office of Information and Regulatory Affairs.  
3504. Authority and functions of Director.  
3505. Assignment of tasks and deadlines.  
3506. Federal agency responsibilities.  
3507. Public information collection activities—submission to Director; approval and delegation.  
3508. Determination of necessity for information; hearing.  
3509. Designation of central collection agency.  
3510. Cooperation of agencies in making information available.  
3511. Establishment and operation of Federal Information Locator System.  
3512. Public protection.  
3513. Director review of agency activities; reporting; agency response.  
3514. Responsiveness to Congress.  
3515. Administrative powers.  
3516. Rules and regulations.  
3517. Consultation with other agencies and the public.  
3518. Effect on existing laws and regulations.  
3519. Access to information.  
3520. Authorization of appropriations.

#### AMENDMENTS

1980—Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2812, substituted in chapter heading "INFORMATION POLICY" for "REPORTING SERVICES", and revised the analysis generally.

#### CHAPTER REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This chapter is referred to in title 16 sections 1379, 1855; title 20 section 1221-3; title 29 sections 1535, 1751, 1752; title 42 section 300z-7.

#### § 3501. Purpose

The purpose of this chapter is—

(1) to minimize the Federal paperwork burden for individuals, small businesses, State and local governments, and other persons;

(2) to minimize the cost to the Federal Government of collecting, maintaining, using, and disseminating information;

(3) to maximize the usefulness of information collected by the Federal Government;

(4) to coordinate, integrate and, to the extent practicable and appropriate, make uniform Federal information policies and practices;

(5) to ensure that automatic data processing

and telecommunications technologies are acquired and used by the Federal Government in a manner which improves service delivery and program management, increases productivity, reduces waste and fraud, and, wherever practicable and appropriate, reduces the information processing burden for the Federal Government and for persons who provide information to the Federal Government; and

(6) to ensure that the collection, maintenance, use and dissemination of information by the Federal Government is consistent with applicable laws relating to confidentiality, including section 552a of title 5, United States Code, known as the Privacy Act.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2812.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3501, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1302, which related to information for Federal agencies, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### EFFECTIVE DATE

Section 5 of Pub. L. 96-511 provided: "This Act [enacting this chapter, amending sections 2904 and 2905 of this title, section 5315 of Title 5, Government Organization and Employees, section 1221-3 of Title 20, Education, section 1211 of Title 30, Mineral Lands and Mining, and section 292h of Title 42, The Public Health and Welfare, and enacting provisions set out as notes under sections 101 and 3503 of this title] shall take effect on April 1, 1981."

#### FEDERAL REGULATION REQUIREMENTS

For provisions relating to requirements for the promulgation of new regulations, review of existing regulations, etc., see Ex. Ord. No. 12291, Feb. 17, 1981, 46 F.R. 13193, set out as a note under section 601 of Title 5, Government Organization and Employees.

#### COMMISSION ON FEDERAL PAPERWORK

Pub. L. 93-556, §§ 1 to 9, Dec. 27, 1974, 88 Stat. 1789 to 1792, established a Commission on Federal Paperwork to reexamine Federal policies and procedures having an impact on the paperwork burden in order to ascertain necessary and desirable changes in information policies and practices. The Commission terminated in January 1978 after having submitted its final report.

#### § 3502. Definitions

As used in this chapter—

(1) the term "agency" means any executive department, military department, Govern-

ment corporation, Government controlled corporation, or other establishment in the executive branch of the Government (including the Executive Office of the President), or any independent regulatory agency, but does not include the General Accounting Office, Federal Election Commission, the governments of the District of Columbia and of the territories and possessions of the United States, and their various subdivisions, or Government-owned contractor-operated facilities including laboratories engaged in national defense research and production activities;

(2) the terms "automatic data processing," "automatic data processing equipment," and "telecommunications" do not include any data processing or telecommunications system or equipment, the function, operation or use of which—

(A) involves intelligence activities;

(B) involves cryptologic activities related to national security;

(C) involves the direct command and control of military forces;

(D) involves equipment which is an integral part of a weapon or weapons system; or

(E) is critical to the direct fulfillment of military or intelligence missions, provided that this exclusion shall not include automatic data processing or telecommunications equipment used for routine administrative and business applications such as payroll, finance, logistics, and personnel management;

(3) the term "burden" means the time, effort, or financial resources expended by persons to provide information to a Federal agency;

(4) the term "collection of information" means the obtaining or soliciting of facts or opinions by an agency through the use of written report forms, application forms, schedules, questionnaires, reporting or recordkeeping requirements, or other similar methods calling for either—

(A) answers to identical questions posed to, or identical reporting or recordkeeping requirements imposed on, ten or more persons, other than agencies, instrumentalities, or employees of the United States; or

(B) answers to questions posed to agencies, instrumentalities, or employees of the United States which are to be used for general statistical purposes;

(5) the term "data element" means a distinct piece of information such as a name, term, number, abbreviation, or symbol;

(6) the term "data element dictionary" means a system containing standard and uniform definitions and cross references for commonly used data elements;

(7) the term "data profile" means a synop-

sis of the questions contained in an information collection request and the official name of the request, the location of information obtained or to be obtained through the request, a description of any compilations, analyses, or reports derived or to be derived from such information, any record retention requirements associated with the request, the agency responsible for the request, the statute authorizing the request, and any other information necessary to identify, obtain, or use the data contained in such information;

(8) the term "Director" means the Director of the Office of Management and Budget;

(9) the term "directory of information resources" means a catalog of information collection requests, containing a data profile for each request;

(10) the term "independent regulatory agency" means the Board of Governors of the Federal Reserve System, the Civil Aeronautics Board, the Commodity Futures Trading Commission, the Consumer Product Safety Commission, the Federal Communications Commission, the Federal Deposit Insurance Corporation, the Federal Energy Regulatory Commission, the Federal Home Loan Bank Board, the Federal Maritime Commission, the Federal Trade Commission, the Interstate Commerce Commission, the Mine Enforcement Safety and Health Review Commission, the National Labor Relations Board, the Nuclear Regulatory Commission, the Occupational Safety and Health Review Commission, the Postal Rate Commission, the Securities and Exchange Commission, and any other similar agency designated by statute as a Federal independent regulatory agency or commission;

(11) the term "information collection request" means a written report form, application form, schedule, questionnaire, reporting or recordkeeping requirement, or other similar method calling for the collection of information;

(12) the term "information referral service" means the function that assists officials and persons in obtaining access to the Federal Information Locator System;

(13) the term "information systems" means management information systems;

(14) the term "person" means an individual, partnership, association, corporation, business trust, or legal representative, an organized group of individuals, a State, territorial, or local government or branch thereof, or a political subdivision of a State, territory, or local government or a branch of a political subdivision;

(15) the term "practical utility" means the ability of an agency to use information it collects, particularly the capability to process such information in a timely and useful fashion.

ion; and

(16) the term "recordkeeping requirement" means requirement imposed by an agency on persons to maintain specified records.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2813.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3502, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1302; Pub. L. 93-153, title IV, § 409(a), Nov. 16, 1973, 87 Stat. 593, which defined the terms "Federal agency", "person", and "information", was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in title 20 section 1221-3.

#### § 3503. Office of Information and Regulatory Affairs

(a) There is established in the Office of Management and Budget an office to be known as the Office of Information and Regulatory Affairs.

(b) There shall be at the head of the Office an Administrator who shall be appointed by, and who shall report directly to, the Director. The Director shall delegate to the Administrator the authority to administer all functions under this chapter, except that any such delegation shall not relieve the Director of responsibility for the administration of such functions. The Administrator shall serve as principal adviser to the Director on Federal information policy.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2814.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3503, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1303, which prescribed the duties of the Director of the Bureau of the Budget, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511. See section 3504 of this title.

#### DELEGATION OF OTHER FUNCTIONS TO ADMINISTRATOR

Section 3 of Pub. L. 96-511, as amended Pub. L. 97-258, § 5(b), Sept. 13, 1982, 96 Stat. 1083, provided:

"[(a) Repealed]

"(b) The Director of the Office of Management and Budget shall delegate to the Administrator for the Office of Information and Regulatory Affairs all functions, authority, and responsibility of the Director under section 552a of title 5, United States Code, under Executive Order 12046 [Ex. Ord. No. 12046, Mar. 27, 1978, 43 F.R. 14193, set out as a note under section 305 of Title 47, Telegraphs, Telephones, and Radiotelegraphs] and Reorganization Plan No. 1 for telecommunications [probably means Reorg. Plan No. 1 of 1970, 35 F.R. 6421, 84 Stat. 2083, set out in the Appendix to Title 5, Government Organization and Employees], and under section 111 of the Federal Property and Administrative Services Act of 1949 (40 U.S.C. 759)."

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in title 31 section 503

#### § 3504. Authority and functions of Director

(a) The Director shall develop and implement Federal information policies, principles, standards, and guidelines and shall provide direction and oversee the review and approval of information collection requests, the reduction of the paperwork burden, Federal statistical activities, records management activities, privacy of records, interagency sharing of information, and acquisition and use of automatic data processing telecommunications, and other technology for managing information resources. The authority under this section shall be exercised consistent with applicable law.

(b) The general information policy functions of the Director shall include—

(1) developing and implementing uniform and consistent information resources management policies and overseeing the development of information management principles, standards, and guidelines and promoting their use;

(2) initiating and reviewing proposals for changes in legislation, regulations, and agency procedures to improve information practices, and informing the President and the Congress on the progress made therein;

(3) coordinating, through the review of budget proposals and as otherwise provided in this section, agency information practices;

(4) promoting, through the use of the Federal Information Locator System, the review of budget proposals and other methods, greater sharing of information by agencies;

(5) evaluating agency information management practices to determine their adequacy and efficiency, and to determine compliance of such practices with the policies, principles, standards, and guidelines promulgated by the Director; and

(6) overseeing planning for, and conduct of research with respect to, Federal collection, processing, storage, transmission, and use of information.

(c) The information collection request clearance and other paperwork control functions of the Director shall include—

(1) reviewing and approving information collection requests proposed by agencies;

(2) determining whether the collection of information by an agency is necessary for the proper performance of the functions of the agency, including whether the information will have practical utility for the agency;

(3) ensuring that all information collection requests—

(A) are inventoried, display a control number and, when appropriate, an expiration date;

(B) indicate the request is in accordance with the clearance requirements of section

3507; and

(C) contain a statement to inform the person receiving the request why the information is being collected, how it is to be used, and whether responses to the request are voluntary, required to obtain a benefit, or mandatory;

(4) designating as appropriate, in accordance with section 3509, a collection agency to obtain information for two or more agencies;

(5) setting goals for reduction of the burdens of Federal information collection requests;

(6) overseeing action on the recommendations of the Commission on Federal Paperwork; and

(7) designing and operating, in accordance with section 3511, the Federal Information Locator System.

(d) The statistical policy and coordination functions of the Director shall include—

(1) developing long range plans for the improved performance of Federal statistical activities and programs;

(2) coordinating, through the review of budget proposals and as otherwise provided in this section, the functions of the Federal Government with respect to gathering, interpreting, and disseminating statistics and statistical information;

(3) developing and implementing Government-wide policies, principles, standards, and guidelines concerning statistical collection procedures and methods, statistical data classifications, and statistical information presentation and dissemination; and

(4) evaluating statistical program performance and agency compliance with Government-wide policies, principles, standards, and guidelines.

(e) The records management functions of the Director shall include—

(1) providing advice and assistance to the Administrator of General Services in order to promote coordination in the administration of chapters 29, 31, and 33 of this title with the information policies, principles, standards, and guidelines established under this chapter;

(2) reviewing compliance by agencies with the requirements of chapters 29, 31, and 33 of this title and with regulations promulgated by the Administrator of General Services thereunder; and

(3) coordinating records management policies and programs with related information programs such as information collection, statistics, automatic data processing and telecommunications, and similar activities.

(f) The privacy functions of the Director shall include—

(1) developing and implementing policies, principles, standards, and guidelines on information disclosure and confidentiality, and on safeguarding the security of information collected or maintained by or on behalf of agencies;

(2) providing agencies with advice and guidance about information security, restriction, exchange, and disclosure; and

(3) monitoring compliance with section 552a of title 5, United States Code, and related information management laws.

(g) The Federal automatic data processing and telecommunications functions of the Director shall include—

(1) developing and implementing policies, principles, standards, and guidelines for automatic data processing and telecommunications functions and activities of the Federal Government, and overseeing the establishment of standards under section 111(f) of the Federal Property and Administrative Services Act of 1949;

(2) monitoring the effectiveness of, and compliance with, directives issued pursuant to sections 110 and 111 of such Act of 1949 and reviewing proposed determinations under section 111(g) of such Act;

(3) providing advice and guidance on the acquisition and use of automatic data processing and telecommunications equipment, and coordinating, through the review of budget proposals and other methods, agency proposals for acquisition and use of such equipment;

(4) promoting the use of automatic data processing and telecommunications equipment by the Federal Government to improve the effectiveness of the use and dissemination of data in the operation of Federal programs; and

(5) initiating and reviewing proposals for changes in legislation, regulations, and agency procedures to improve automatic data processing and telecommunications practices, and informing the President and the Congress of the progress made therein.

(h)(1) As soon as practicable, but no later than publication of a notice of proposed rulemaking in the Federal Register, each agency shall forward to the Director a copy of any proposed rule which contains a collection of information requirement and upon request, information necessary to make the determination required pursuant to this section.

(2) Within sixty days after the notice of proposed rulemaking is published in the Federal Register, the Director may file public comments pursuant to the standards set forth in section 3508 on the collection of information requirement contained in the proposed rule.

(3) When a final rule is published in the Fed-

eral Register, the agency shall explain how any collection of information requirement contained in the final rule responds to the comments, if any, filed by the Director or the public, or explain why it rejected those comments.

(4) The Director has no authority to disapprove any collection of information requirement specifically contained in an agency rule, if he has received notice and failed to comment on the rule within sixty days of the notice of proposed rulemaking.

(5) Nothing in this section prevents the Director, in his discretion—

(A) from disapproving any information collection request which was not specifically required by an agency rule;

(B) from disapproving any collection of information requirement contained in an agency rule, if the agency failed to comply with the requirements of paragraph (1) of this subsection; or<sup>1</sup>

(C) from disapproving any collection of information requirement contained in a final agency rule, if the Director finds within sixty days of the publication of the final rule that the agency's response to his comments filed pursuant to paragraph (2) of this subsection was unreasonable.<sup>2</sup>

(D) from disapproving any collection of information requirement where the Director determines that the agency has substantially modified in the final rule the collection of information requirement contained in the proposed rule where the agency has not given the Director the information required in paragraph (1), with respect to the modified collection of information requirement, at least sixty days before the issuance of the final rule.

(6) The Director shall make publicly available any decision to disapprove a collection of information requirement contained in an agency rule, together with the reasons for such decision.

(7) The authority of the Director under this subsection is subject to the provisions of section 3507(c).

(8) This subsection shall apply only when an agency publishes a notice of proposed rulemaking and requests public comments.

(9) There shall be no judicial review of any kind of the Director's decision to approve or not to act upon a collection of information requirement contained in an agency rule.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2815.)

#### REFERENCES IN TEXT

Section 111 of the Federal Property and Administrative Services Act of 1949, referred to in subsec. (g)(1) and (2), is classified to section 759 of Title 40, Public Buildings, Property, and Works.

Section 110 of the Federal Property and Administrative Services Act of 1949, referred to in subsec. (g)(2), is classified to section 757 of Title 40.

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3504, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1303, which provided for designation of a central collection agency, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511. See section 3509 of this title.

Provisions similar to those comprising this section were contained in former section 3503 prior to the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in section 3507 of this title.

#### § 3505. Assignment of tasks and deadlines

In carrying out the functions under this chapter, the Director shall—

(1) upon enactment of this Act—

(A) set a goal to reduce the then existing burden of Federal collections of information by 15 per centum by October 1, 1982; and

(B) for the year following, set a goal to reduce the burden which existed upon enactment by an additional 10 per centum;

(2) within one year after the effective date of this Act—

(A) establish standards and requirements for agency audits of all major information systems and assign responsibility for conducting Government-wide or multiagency audits, except the Director shall not assign such responsibility for the audit of major information systems used for the conduct of criminal investigations or intelligence activities as defined in section 4-206 of Executive Order 12036, issued January 24, 1978, or successor orders, or for cryptologic activities that are communications security activities;

(B) establish the Federal Information Locator System;

(C) identify areas of duplication in information collection requests and develop a schedule and methods for eliminating duplication;

(D) develop a proposal to augment the Federal Information Locator System to include data profiles of major information holdings of agencies (used in the conduct of their operations) which are not otherwise required by this chapter to be included in the System; and

(E) identify initiatives which may achieve a 10 per centum reduction in the burden of Federal collections of information associated with the administration of Federal grant

<sup>1</sup> So in original. The word "or" probably should not appear.

<sup>2</sup> So in original. The period probably should be "; or".

programs; and

(3) within two years after the effective date of this Act—

(A) establish a schedule and a management control system to ensure that practices and programs of information handling disciplines, including records management, are appropriately integrated with the information policies mandated by this chapter;

(B) identify initiatives to improve productivity in Federal operations using information processing technology;

(C) develop a program to (i) enforce Federal information processing standards, particularly software language standards, at all Federal installations; and (ii) revitalize the standards development program established pursuant to section 759(f)(2) of title 40, United States Code, separating it from peripheral technical assistance functions and directing it to the most productive areas;

(D) complete action on recommendations of the Commission on Federal Paperwork by implementing, implementing with modification or rejecting such recommendations including, where necessary, development of legislation to implement such recommendations;

(E) develop, in consultation with the Administrator of General Services, a five-year plan for meeting the automatic data processing and telecommunications needs of the Federal Government in accordance with the requirements of section 111 of the Federal Property and Administrative Services Act of 1949 (40 U.S.C. 759) and the purposes of this chapter; and

(F) submit to the President and the Congress legislative proposals to remove inconsistencies in laws and practices involving privacy, confidentiality, and disclosure of information.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2818.)

#### REFERENCES IN TEXT

Upon enactment of this Act and upon enactment, referred to in par. (1) and (1)(B), means the date of enactment of Pub. L. 96-511, which was approved Dec. 11, 1980.

The effective date of this Act, referred to in pars. (2) and (3), is Apr. 1, 1981. See section 5 of Pub. L. 96-511, set out as an Effective Date note under section 3501 of this title.

Section 4-206 of Executive Order 12036, issued January 24, 1978, referred to in par. (2)(A), is section 4-206 of Ex. Ord. No. 12036, Jan. 24, 1978, 43 F.R. 3674, which is set out as a note under section 401 of Title 50, War and National Defense.

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3505, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1303, which prohibited independent collection by an agency, was omitted in the general revision of this

chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511. See section 3509 of this title.

#### § 3506. Federal agency responsibilities

(a) Each agency shall be responsible for carrying out its information management activities in an efficient, effective, and economical manner, and for complying with the information policies, principles, standards, and guidelines prescribed by the Director.

(b) The head of each agency shall designate, within three months after the effective date of this Act, a senior official or, in the case of military departments, and the Office of the Secretary of Defense, officials who report directly to such agency head to carry out the responsibilities of the agency under this chapter. If more than one official is appointed for the military departments the respective duties of the officials shall be clearly delineated.

(c) Each agency shall—

(1) systematically inventory its major information systems and periodically review its information management activities, including planning, budgeting, organizing, directing, training, promoting, controlling, and other managerial activities involving the collection, use, and dissemination of information;

(2) ensure its information systems do not overlap each other or duplicate the systems of other agencies;

(3) develop procedures for assessing the paperwork and reporting burden of proposed legislation affecting such agency;

(4) assign to the official designated under subsection (b) the responsibility for the conduct of and accountability for any acquisitions made pursuant to a delegation of authority under section 111 of the Federal Property and Administrative Services Act of 1949 (40 U.S.C. 759); and

(5) ensure that information collection requests required by law or to obtain a benefit, and submitted to nine or fewer persons, contain a statement to inform the person receiving the request that the request is not subject to the requirements of section 3507 of this chapter.

(d) The head of each agency shall establish such procedures as necessary to ensure the compliance of the agency with the requirements of the Federal Information Locator System, including necessary screening and compliance activities.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2819.)

#### REFERENCES IN TEXT

The effective date of this Act, referred to in subsec. (b), is Apr. 1, 1981. See section 5 of Pub. L. 96-511, set out as an Effective Date note under section 3501 of this title.

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3506, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1303, which provided for determination of necessity for information and hearing thereon, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511. See section 3508 of this title.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in sections 3507, 3513 of this title.

#### § 3507. Public information collection activities—submission to Director; approval and delegation

(a) An agency shall not conduct or sponsor the collection of information unless, in advance of the adoption or revision of the request for collection of such information—

(1) the agency has taken actions, including consultation with the Director, to—

(A) eliminate, through the use of the Federal Information Locator System and other means, information collections which seek to obtain information available from another source within the Federal Government;

(B) reduce to the extent practicable and appropriate the burden on persons who will provide information to the agency; and

(C) formulate plans for tabulating the information in a manner which will enhance its usefulness to other agencies and to the public;

(2) the agency (A) has submitted to the Director the proposed information collection request, copies of pertinent regulations and other related materials as the Director may specify, and an explanation of actions taken to carry out paragraph (1) of this subsection, and (B) has prepared a notice to be published in the Federal Register stating that the agency has made such submission; and

(3) the Director has approved the proposed information collection request, or the period for review of information collection requests by the Director provided under subsection (b) has elapsed.

(b) The Director shall, within sixty days of receipt of a proposed information collection request, notify the agency involved of the decision to approve or disapprove the request and shall make such decisions publicly available. If the Director determines that a request submitted for review cannot be reviewed within sixty days, the Director may, after notice to the agency involved, extend the review period for an additional thirty days. If the Director does not notify the agency of an extension, denial, or approval within sixty days (or, if the Director has extended the review period for an additional thirty days and does not notify the agency of a denial or approval within the time of the extension), a control number shall be assigned without further delay, the approval may

be inferred, and the agency may collect the information for not more than one year.

(c) Any disapproval by the Director, in whole or in part, of a proposed information collection request of an independent regulatory agency, or an exercise of authority under section 3504(h) or 3509 concerning such an agency, may be voided, if the agency by a majority vote of its members overrides the Director's disapproval or exercise of authority. The agency shall certify each override to the Director, shall explain the reasons for exercising the override authority. Where the override concerns an information collection request, the Director shall without further delay assign a control number to such request, and such override shall be valid for a period of three years.

(d) The Director may not approve an information collection request for a period in excess of three years.

(e) If the Director finds that a senior official of an agency designated pursuant to section 3506(b) is sufficiently independent of program responsibility to evaluate fairly whether proposed information collection requests should be approved and has sufficient resources to carry out this responsibility effectively, the Director may, by rule in accordance with the notice and comment provisions of chapter 5 of title 5, United States Code, delegate to such official the authority to approve proposed requests in specific program areas, for specific purposes, or for all agency purposes. A delegation by the Director under this section shall not preclude the Director from reviewing individual information collection requests if the Director determines that circumstances warrant such a review. The Director shall retain authority to revoke such delegations, both in general and with regard to any specific matter. In acting for the Director, any official to whom approval authority has been delegated under this section shall comply fully with the rules and regulations promulgated by the Director.

(f) An agency shall not engage in a collection of information without obtaining from the Director a control number to be displayed upon the information collection request.

(g) If an agency head determines a collection of information (1) is needed prior to the expiration of the sixty-day period for the review of information collection requests established pursuant to subsection (b), (2) is essential to the mission of the agency, and (3) the agency cannot reasonably comply with the provisions of this chapter within such sixty-day period because (A) public harm will result if normal clearance procedures are followed, or (B) an unanticipated event has occurred and the use of normal clearance procedures will prevent or disrupt the collection of information related to the event or will cause a statutory deadline to be missed, the agency head may request the Director to au-

thorize such collection of information prior to expiration of such sixty-day period. The Director shall approve or disapprove any such authorization request within the time requested by the agency head and, if approved, shall assign the information collection request a control number. Any collection of information conducted pursuant to this subsection may be conducted without compliance with the provisions of this chapter for a maximum of ninety days after the date on which the Director received the request to authorize such collection.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2819.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3507, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1304, which provided for cooperation of agencies in making information available, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511. See section 3510(a) of this title.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in sections 3504, 3506, 3509, 3514 of this title; title 20 section 1221-3; title 42 section 242k.

#### § 3508. Determination of necessity for information; hearing

Before approving a proposed information collection request, the Director shall determine whether the collection of information by an agency is necessary for the proper performance of the functions of the agency, including whether the information will have practical utility. Before making a determination the Director may give the agency and other interested persons an opportunity to be heard or to submit statements in writing. To the extent, if any, that the Director determines that the collection of information by an agency is unnecessary, for any reason, the agency may not engage in the collection of the information.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2821.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3508, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1304, which related to unlawful disclosure of information, penalties, and release of information to other agencies, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511. See section 3510(b) of this title.

Provisions similar to those comprising this section were contained in former section 3506 prior to the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in section 3504 of this title.

#### § 3509. Designation of central collection agency

The Director may designate a central collection agency to obtain information for two or more agencies if the Director determines that the needs of such agencies for information will be adequately served by a single collection agency, and such sharing of data is not inconsistent with any applicable law. In such cases the Director shall prescribe (with reference to the collection of information) the duties and functions of the collection agency so designated and of the agencies for which it is to act as agent (including reimbursement for costs). While the designation is in effect, an agency covered by it may not obtain for itself information which it is the duty of the collection agency to obtain. The Director may modify the designation from time to time as circumstances require. The authority herein is subject to the provisions of section 3507(c) of this chapter.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2821.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3509, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1304, which related to plans or forms for collecting information, submission to Director, and his approval, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

Provisions similar to those comprising this section were contained in former sections 3504 and 3505 prior to the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in sections 3504, 3507 of this title; title 42 section 242k.

#### § 3510. Cooperation of agencies in making information available

(a) The Director may direct an agency to make available to another agency, or an agency may make available to another agency, information obtained pursuant to an information collection request if the disclosure is not inconsistent with any applicable law.

(b) If information obtained by an agency is released by that agency to another agency, all the provisions of law (including penalties which relate to the unlawful disclosure of information) apply to the officers and employees of the agency to which information is released to the same extent and in the same manner as the provisions apply to the officers and employees of the agency which originally obtained the information. The officers and employees of the agency to which the information is released, in addition, shall be subject to the same provisions of law, including penalties, relating to the unlawful disclosure of information as if the information had been collected directly by that agency.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2822.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3510, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1305, which authorized promulgation of rules and regulations, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511. See section 3516 of this title.

Provisions similar to those comprising this section were contained in prior sections 3507 and 3508(a) prior to the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### § 3511. Establishment and operation of Federal Information Locator System

(a) There is established in the Office of Information and Regulatory Affairs a Federal Information Locator System (hereafter in this section referred to as the "System") which shall be composed of a directory of information resources, a data element dictionary, and an information referral service. The System shall serve as the authoritative register of all information collection requests.

(b) In designing and operating the System, the Director shall—

(1) design and operate an indexing system for the System;

(2) require the head of each agency to prepare in a form specified by the Director, and to submit to the Director for inclusion in the System, a data profile for each information collection request of such agency;

(3) compare data profiles for proposed information collection requests against existing profiles in the System, and make available the results of such comparison to—

(A) agency officials who are planning new information collection activities; and

(B) on request, members of the general public; and

(4) ensure that no actual data, except descriptive data profiles necessary to identify duplicative data or to locate information, are contained within the System.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2822.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3511, Pub. L. 90-620, Oct. 22, 1968, 82 Stat. 1305, which provided for penalty for failure to furnish information, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in section 3504 of this title.

#### § 3512. Public protection

Notwithstanding any other provision of law, no person shall be subject to any penalty for failing to maintain or provide information to any agency if the information collection re-

quest involved was made after December 31, 1981, and does not display a current control number assigned by the Director, or fails to state that such request is not subject to this chapter.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2822.)

#### PRIOR PROVISIONS

A prior section 3512, added Pub. L. 93-153, title IV, § 409(b), Nov. 16, 1973, 87 Stat. 593, which related to information for independent regulatory agencies, was omitted in the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### SECTION REFERRED TO IN OTHER SECTIONS

This section is referred to in title 15 section 57b-2.

#### § 3513. Director review of agency activities; reporting; agency response

(a) The Director shall, with the advice and assistance of the Administrator of General Services, selectively review, at least once every three years, the information management activities of each agency to ascertain their adequacy and efficiency. In evaluating the adequacy and efficiency of such activities, the Director shall pay particular attention to whether the agency has complied with section 3506.

(b) The Director shall report the results of the reviews to the appropriate agency head, the House Committee on Government Operations, the Senate Committee on Governmental Affairs, the House and Senate Committees on Appropriations, and the committees of the Congress having jurisdiction over legislation relating to the operations of the agency involved.

(c) Each agency which receives a report pursuant to subsection (b) shall, within sixty days after receipt of such report, prepare and transmit to the Director, the House Committee on Government Operations, the Senate Committee on Governmental Affairs, the House and Senate Committees on Appropriations, and the committees of the Congress having jurisdiction over legislation relating to the operations of the agency, a written statement responding to the Director's report, including a description of any measures taken to alleviate or remove any problems or deficiencies identified in such report.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2822.)

#### § 3514. Responsiveness to Congress

(a) The Director shall keep the Congress and its committees fully and currently informed of the major activities under this chapter, and shall submit a report thereon to the President of the Senate and the Speaker of the House of Representatives annually and at such other times as the Director determines necessary.

The Director shall include in any such report—

(1) proposals for legislative action needed to improve Federal information management, including, with respect to information collection, recommendations to reduce the burden on individuals, small businesses, State and local governments, and other persons;

(2) a compilation of legislative impediments to the collection of information which the Director concludes that an agency needs but does not have authority to collect;

(3) an analysis by agency, and by categories the Director finds useful and practicable, describing the estimated reporting hours required of persons by information collection requests, including to the extent practicable the direct budgetary costs of the agencies and identification of statutes and regulations which impose the greatest number of reporting hours;

(4) a summary of accomplishments and planned initiatives to reduce burdens of Federal information collection requests;

(5) a tabulation of areas of duplication in agency information collection requests identified during the preceding year and efforts made to preclude the collection of duplicate information, including designations of central collection agencies;

(6) a list of each instance in which an agency engaged in the collection of information under the authority of section 3507(g) and an identification of each agency involved;

(7) a list of all violations of provisions of this chapter and rules, regulations, guidelines, policies, and procedures issued pursuant to this chapter; and

(8) with respect to recommendations of the Commission on Federal Paperwork—

(A) a description of the specific actions taken on or planned for each recommendation;

(B) a target date for implementing each recommendation accepted but not implemented; and

(C) an explanation of the reasons for any delay in completing action on such recommendations.

(b) The preparation of any report required by this section shall not increase the collection of information burden on persons outside the Federal Government.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2823.)

#### § 3515. Administrative powers

Upon the request of the Director, each agency (other than an independent regulatory agency) shall, to the extent practicable, make its services, personnel, and facilities available to the Director for the performance of functions under this chapter.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2824.)

#### § 3516. Rules and regulations

The Director shall promulgate rules, regulations, or procedures necessary to exercise the authority provided by this chapter.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2824.)

#### PRIOR PROVISIONS

Provisions similar to those comprising this section were contained in former section 3510 prior to the general revision of this chapter by section 2(a) of Pub. L. 96-511.

#### § 3517. Consultation with other agencies and the public

In development of information policies, plans, rules, regulations, procedures, and guidelines and in reviewing information collection requests, the Director shall provide interested agencies and persons early and meaningful opportunity to comment.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2824.)

#### § 3518. Effect on existing laws and regulations

(a) Except as otherwise provided in this chapter, the authority of an agency under any other law to prescribe policies, rules, regulations, and procedures for Federal information activities is subject to the authority conferred on the Director by this chapter.

(b) Nothing in this chapter shall be deemed to affect or reduce the authority of the Secretary of Commerce or the Director of the Office of Management and Budget pursuant to Reorganization Plan No. 1 of 1977 (as amended) and Executive order, relating to telecommunications and information policy, procurement and management of telecommunications and information systems, spectrum use, and related matters.

(c)(1) Except as provided in paragraph (2), this chapter does not apply to the collection of information—

(A) during the conduct of a Federal criminal investigation or prosecution, or during the disposition of a particular criminal matter;

(B) during the conduct of (i) a civil action to which the United States or any official or agency thereof is a party or (ii) an administrative action or investigation involving an agency against specific individuals or entities;

(C) by compulsory process pursuant to the Antitrust Civil Process Act and section 13 of the Federal Trade Commission Improvements Act of 1980; or

(D) during the conduct of intelligence activities as defined in section 4-206 of Executive Order 12036, issued January 24, 1978, or suc-

cessor orders, or during the conduct of cryptologic activities that are communications security activities.

(2) This chapter applies to the collection of information during the conduct of general investigations (other than information collected in an antitrust investigation to the extent provided in subparagraph (C) of paragraph (1)) undertaken with reference to a category of individuals or entities such as a class of licensees or an entire industry.

(d) Nothing in this chapter shall be interpreted as increasing or decreasing the authority conferred by Public Law 89-306 on the Administrator of the General Services Administration, the Secretary of Commerce, or the Director of the Office of Management and Budget.

(e) Nothing in this chapter shall be interpreted as increasing or decreasing the authority of the President, the Office of Management and Budget or the Director thereof, under the laws of the United States, with respect to the substantive policies and programs of departments, agencies and offices, including the substantive authority of any Federal agency to enforce the civil rights laws.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2824.)

#### REFERENCES IN TEXT

Reorganization Plan No. 1 of 1977, referred to in subsec. (b), is set out in the Appendix to Title 5, Government Organization and Employees.

Executive order, referred to in subsec. (b), probably means Ex. Ord. No. 12046, Mar. 27, 1978, 43 F.R. 13349, which is set out under section 305 of Title 47, Telegraphs, Telephones, and Radiotelegraphs.

The Antitrust Civil Process Act, referred to in subsec. (c)(1)(C), is Pub. L. 87-664, Sept. 19, 1962, 76 Stat. 548, as amended, which is classified generally to chapter 34 (§ 1311 et seq.) of Title 15, Commerce and Trade. For complete classification of that Act to the Code, see Short Title note set out under section 1311 of Title 15 and Tables.

Section 13 of the Federal Trade Commission Improvements Act of 1980, referred to in subsec. (c)(1)(C), is classified to section 57b-1 of Title 15, Com-

merce and Trade.

Section 4-206 of Executive Order 12036, issued January 24, 1978, referred to in subsec. (c)(1)(D), is section 4-206 of Ex. Ord. No. 12036, Jan. 24, 1978, 43 F.R. 3674, which is set out as a note under section 401 of Title 50, War and National Defense.

Pub. L. 89-306, referred to in subsec. (d), is Pub. L. 89-306, Oct. 30, 1965, 79 Stat. 1127, which enacted section 759 of Title 40, Public Buildings, Property, and Works.

The civil rights laws, referred to in subsec. (e), are classified generally to chapter 21 (§ 1981 et seq.) of Title 42, The Public Health and Welfare.

#### § 3519. Access to information

Under the conditions and procedures prescribed in section 716 of title 31, the Director and personnel in the Office of Information and Regulatory Affairs shall furnish such information as the Comptroller General may require for the discharge of his responsibilities. For this purpose, the Comptroller General or representatives thereof shall have access to all books, documents, papers and records of the Office.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2825, and amended Pub. L. 97-258, § 3(m)(3), Sept. 13, 1982, 96 Stat. 1066.)

#### AMENDMENTS

1982—Pub. L. 97-258 substituted "section 716 of title 31" for "section 313 of the Budget and Accounting Act of 1921, as amended".

#### § 3520. Authorization of appropriations

There are hereby authorized to be appropriated to carry out the provisions of this chapter, and for no other purpose, sums—

(1) not to exceed \$8,000,000 for the fiscal year ending September 30, 1981;

(2) not to exceed \$8,500,000 for the fiscal year ending September 30, 1982; and

(3) not to exceed \$9,000,000 for the fiscal year ending September 30, 1983.

(Added Pub. L. 96-511, § 2(a), Dec. 11, 1980, 94 Stat. 2825.)

## 訳 者 解 説

1. 本資料に訳出したのは、アメリカ連邦統計制度における統計調整機能の制度的弱体化をめぐる動向にかかわって、Ⅰ. 1983年5月時点で、この動向を跡づけ批判した S. E. ファインアンバーグの議会での証言と添付資料 (Testimony of S. E. Fienberg, chairman, Committee on National Statistics, National Research Council and Appendix to - The Committee's Statement on the Coordination of Federal Statistics and Statistical Policy -, *Oversight of the Paperwork Reducion Act of 1980*, Hearing before the Subcommittee on Information Management and Regulatory Affairs of the Committee on Governmental Affairs, U. S. Senate, 98<sup>th</sup> Congress 1<sup>st</sup> - session May 6, 1983) と、Ⅱ. 1980年代に入ってから統計行革下の連邦統計制度についての下院の報告書の関連部分 (*The Federal Statistical System 1980 to 1985*, A Report prepared by Baseline Dorporation for the Congressional Research Service of the Library of Congress - Committee on Government Operations, U.S. House of Representatives 98<sup>th</sup> Congress 2<sup>nd</sup> Session №1984) そしてⅢ 1984年ペーパーワーク削減法修正案についての上院の報告書の関連部分 (*Paperwork Reduction Act Amendements of 1984*, Report of the Committee on Governmental Affairs U. S. Senate 98<sup>th</sup> Congress 2<sup>nd</sup> Sessron Senate Report 98 - 576) である。

2. 1980年ペーパーワーク削減法の成立によってアメリカ連邦統計制度における統計調整機関が、商務省からOMBへ戻り、その後消滅状態に陥ったこと、これへの批判がアメリカの統計界に生じていたことは、本資料№16で、関係文献の紹介とともにふれたところである。

この統計関係機関における改組（いわゆる統計行革）については、見込まれる影響は連邦統計を弱体化するものである、とする批判がきびしく提出された。こういった批判をふくめて、統計行革が連邦統計全体に何をもたらしたかについて、実態をふまえての全体的評価は、各分野で作成される統計の内容と数さらに統計分析における変化等を一定期間にわたって吟味することで与えられるものであろう。この点で、統計行革への論評も、ある意味では、その途上にあるといえる。連邦統計におけるこの組織等の改編は、イギリス及び日本での統計行革とも相通じるところがあるとみるわれわれは、連邦統計についてのこの間のいくつかの重要な資料に注目し、統計行革の内容とその影響・結果をとらえることが重要であると考えた。本資料で訳出した資料も以上の見地から選出された。

3. Ⅰとしてとりあげた資料は、本資料№16でもとりあげたこの行革に批判的な代表論者

S. ファイアンバーグの1983年5月段階での見解表明である。行革の経過にふれつつも、統計調整機能の意義について述べ、またいくつかの提案を行っている点が注目される。

4. IIとしてとりあげたのは、1984年末の下院報告書の一部である。この報告書は、行革が本格化した1980年以降最近までの連邦統計制度をとりあげていること、従来の文献と違って予算や職員数の変化など、統計制度を検討するうえで不可欠の点にふみ込んでいること、主要省庁全体をとりあげていること、さらに連邦政府の著作ではないため、政府の見解を紹介する一方で、これに批判的な見解をも、元職員その他へのインタビュー等を通じて紹介していること、などで、1980年代に入ってから連邦統計の状況・変化を検討するうえでの重要な基準文書といって差しつかえない。ここではごく一部分の紹介にとどめたが、Aの要約部分と目次によって、全体を推察していただきたい。いくつかの興味深い内容をもつこの文書から、Bとして、やはり統計制度全体のかなめとなる統計調査機関：OMBをとりあげている第2章を訳出した。

5. 現在の統計調整機関OMBの体制は基本的に1980年ペーパーワーク削減法によって定められ、またいわゆる統計行革もこの法律に根拠をおいて推進されてきた。そこでⅢでは付として、このいわゆるペーパーワーク削減法の規定が与えられている合衆国法典第44編第35章「連邦情報政策の調整」を原文で収録した。（なおこの条項の邦訳は、旧行政管理統計主幹『諸外国における統計制度No.9』1984に収録されている。念のためにいえば、合衆国の法規は法典に与えられており、この法典の特定部分の拡充、入れかえがまとめて行なわれる場合に、これを「プライバシー保護法」とか「情報の自由化法」という名称を以てするのである。この「ペーパーワーク削減法」は、従来「連邦報告法」（Federal Report Act）と呼ばれていたものの置きかえにあたる。

さて、このペーパーワーク削減法は、連邦政府諸機関が合衆国の企業や国民から収集する書式を削減して、民間と政府の負担を軽減することを狙い、この機能をOMBのOIRAが遂行すべきとした。Ⅲとして訳出したのは、このペーパーワーク削減法の期間を当初の1984年からさらに延長することを軸にした上院委員会での修正法案をめぐる、その動向についての報告書の一部である。ここには、連邦政府の情報政策一般と、統計にかかわるOIRAの動向、さらにペーパーワーク削減法の何が問題点とされているのかが示されており、この法律の理解を深めるのに参考になると考えた次第である。

6. 本資料の訳出と解説は、伊藤陽一が担当した。

統計研究参考資料 No.21

1985年 4 月

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-02 東京都町田市相原町4342

TEL. 0427-83-2325・2326

発行人 喜 多 克 己